

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500006	法務省	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	出入国管理及び難民認定法第16条, 出入国管理難民認定法施行規則第15条, 第61条の3, 別記様式第21号	外国人乗員が, 船舶等の乗換え, 乗組み, 休養, 買物, その他これらに類似する目的をもって15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合に許可している。	c	-	乗員上陸許可の目的からしても, 現行を上回る期間, 上陸を認める必要性はないものと考えられる。なお, 人道上必要と思われる場合等については柔軟に対応しているところである。		本規制により, 外国人乗組員の人道上の配慮に欠ける恐れや, 十分なサービス提供の機会が損なわれること, 当該船の運行計画策定に支障が生じること等の問題が生じているとの指摘がある。これらの観点も踏まえ, 再度検討されたい。	c	-	人道上必要と思われる場合等については柔軟に対応しているところである。なお, 外航客船であれば長期にわたり本邦内を就航することは想定されず, 乗員上陸許可の日数により運行計画策定に支障が生じることが想定されない。
z0500005	法務省, 財務省, 厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	出入国管理及び難民認定法第16条, 第56条, 第57条, 出入国管理難民認定法施行規則第15条, 第15条の2, 第51条, 第61条の3	輸出入・港湾関連手続について, 各省庁への届出等のうち一部重複する手続についてシングルウィンドウ化を図ったところである。	b		手続の見直しについては, 規制改革・民間開放推進3か年計画において, シングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ, 申請手続や申請書類の徹底した省略, 簡素化を図り, 速やかにワンストップサービスの一層の推進を図ることとしており, 関係者の意見をふまえて, 業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するよう, 関係府省と検討を進めているところである。また, 手続の簡素化, 国際標準への準拠の一環として, 外国船舶の出入港に関する手続や必要書類の簡易化を図ることを内容とする「国際海運の簡易化に関する条約(仮称)(FAL条約)」の平成16年度中の批准に向け関係省庁は一体となって取り組んでいるところである。		業務・システムの最適化計画の策定を平成16年度までに実施することの可否について改めて検討され, 実施時期を明確化されたい。16年度中に策定困難とされる理由ならば具体的に示されたい。	b		輸出入及び港湾・空港関係業務等の最適化計画等の策定については, 平成15年7月に策定された「電子政府構築計画」において, 先ず, レガシーシステムに係る刷新可能性調査を実施し, 次に最適化に係る見直し方針を策定した後に, 平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとの実施スケジュールが定められている。これらの検討にあたっては, 最適化に係る見直し方針及び最適化計画について, 刷新可能性調査の調査結果に基づきシステム全体のあり方や業務のあり方を含めて検討し, また, 関係府省と意見調整及びパブリックコメント等を通じて利用者等の意見を十分に踏まえつつ検討し, 策定する必要があることから, 輸出入及び港湾・空港関係手続に係る最適化計画の策定を平成16年度中に実施することは困難であり, 平成17年度にならざるを得ないが, 平成17年度末までのできる限り早期に策定すべく努力したい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500006	法務省	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	5031	50310004	11	社団法人日本船主協会	4	マルシップ外航客船の外国人乗組員の上陸許可期間の延長	近年におけるマルシップ外航客船の国内就航状況に鑑み、上陸許可期間の延長や数次上陸許可を認めること。		乗組員の上陸は15日を越えない範囲内で許可されており、マルシップ外航客船については、初回の申請で15日の上陸許可を得た後、必要な時点で再度申請することにより新たに15日の上陸許可が認められている。但し、3度目以降の上陸許可申請は、外国へ向け出港し再度日本の港に入港しない限り受け付けられない。	
z0500005	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5078	50780048	11	(社)日本経済団体連合会	48	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	2003年7月に、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウシステムが供用開始されたが、現行の申請書類の徹底した簡素化など、電子化に先立って行うべき輸出入・港湾諸手続全般の業務改革(BPR)については未だ不十分である。 ワンストップサービスの実現に当たっては、まず、(1)民間事業者の意見聴取に基づき、提出の必要性が疑われる申請を徹底的に抽出すること、(2)申請の中で削除できる項目を可能な限り削除すること、(3)省庁間での共通項目を標準化、統一化すること、が必要不可欠である。その上で、全ての手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシステムの整備に向け、全関係省庁は強力な連携・協議を重ねて取り組むべきである。		例えば、シングルウィンドウ化により、複数の官庁で共通する手続について同時に送信することが可能となったものは、入・出港届等、ほんの一握りに過ぎず、従来通り各省庁ごとの手続や紙ベースでの手続が残されているのが現状である。 従って、シングルウィンドウシステムが運用開始されたものの、現状では真のワンストップサービスにはなっておらず、輸出入・港湾諸手続の簡素化、物流効率化、ひいては産業競争力強化の支障となることが懸念される。	港湾・輸出入手続に係る各省庁の協力のもと、2003年7月から港湾・輸出入手続のシングルウィンドウシステムが運用を開始したが、これは単に既存のシステムが接続されただけのものであり、予てより産業界が要望してきた諸手続の見直しおよび簡素化を反映したものととはなっていない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500005	法務省、財務省、 厚生労働省、農林 水産省、経済産業 省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	出入国管理及び 難民認定法第16 条、第56条、第5 7条、出入国管理 難民認定法施行 規則第15条、第1 5条の2、第51 条、第61条の3	輸出入・港湾関連手続について、 各省庁への届出等のうち一部重複 する手続についてシングルウィンド ウ化を図ったところである。	b		手続の見直しについては、規制改 革・民間開放推進3か年計画にお いて、シングルウィンドウ化の成果 と課題点を踏まえ、申請手続や申 請書類の徹底した省略、簡素化を 図り、速やかにワンストップサー ビスの一層の推進を図ることとし ており、関係者の意見をふまえて、業 務・システムの最適化計画を平成 17年度末までのできる限り早期に 策定するよう、関係府省と検討を進 めているところである。 また、手続の簡素化、国際標準へ の準拠の一環として、外国船舶の 入出港に関する手続や必要書類の 簡易化を図ることを内容とする「国 際海運の簡易化に関する条約（仮 称）（FAL条約）」の平成16年度中 の批准に向け関係府省は一体と なって取り組んでいるところである。		業務・システムの最適化計画の策 定を平成16年度までに実施するこ との可否について改めて検討され、 実施時期を明確化されたい。16年 度中に策定困難とされる理由あら ば具体的に示されたい。	b		輸出入及び港湾・空港関係業務 等の最適化計画等の策定について は、平成15年7月に策定された「電 子政府構築計画」において、先ず、 レガシーシステムに係る刷新可能 性調査を実施し、次に最適化に係 る見直し方針を策定した後に、平成 17年度末までのできる限り早期に 最適化計画を策定するとの実施ス ケジュールが定められている。 これらの検討にあたっては、最適化 に係る見直し方針及び最適化計画 について、刷新可能性調査の調査 結果に基づきシステム全体のあり 方や業務のあり方を含めて検討し、 また、関係府省と意見調整及びパ ブリックコメント等を通じて利用者等 の意見を十分に踏まえつつ検討 し、策定する必要があることから、 輸出入及び港湾・空港関係手続に 係る最適化計画の策定を平成16 年度中に実施することは困難であ り、平成17年度にならざるを得な いが、平成17年度末までできる限 り早期に策定すべく努力したい。
z0500002	法務省	法律相談の表示又は記載の自由化	弁護士法第72 条、第74条第2 項、第77条、第 77条の2	弁護士又は弁護士法人でない者 は、報酬を得る目的で、法律事務 を取り扱い、又はこれらの周旋をす ることを業とすることが禁止されて おり、違反者には刑罰が科せられ る。 また、弁護士又は弁護士法人でな い者は、利益を得る目的で、法律 相談その他法律事務を取り扱う旨 の標示又は記載を禁止されてお り、違反者には刑罰が科せられる。	c	-	弁護士は基本的人権の擁護と社会正義 の実現とを使命とし、ひろく法律事務全 般を行うことを職務とするものとして、わ が国の法律秩序が形成されているので あるが、弁護士法第72条は、弁護士で ない者が他人の法律事件に介入するこ とを業とすれば、当事者その他関係人ら の利益を損ね、国民の公正な法律生活 を侵害し、ひいては法律秩序を害する ことになるから、これを禁止するために 設けられたものであり、同法第74条第2 項は、第3条、第72条の規定を踏まえ て、一般人が無資格者を弁護士又は弁 護士法人と誤信する等して、損害を被ら ないようにするために設けられたもので ある。これらの規定は、現在においても 合理性、必要性を有する規定と考えて おり、法律相談についてこれらの規定を 解禁することは相当ではない。 なお、上記のとおりこれらの規制の趣旨 が国民の公正な法律生活や法律秩序の 維持等にあることからすると、特区とい う特定の地域内に限定してその規制を 緩和することはそもそも相当でないし、現 代においては、高度通信機器等を利用 して遠隔地の当事者にも法律サービス を提供することが可能であることからす ると、場所的限定により合理的な規制 を導くことも困難であると考ええる。	「利益を得る目的」の「利益」につ いては、弁護士法第72条の「報 酬」と同義と解されている。	要望内容は、「法律事務の自由 化」ではなく「法律相談の自由化」と して、弁護士以外で専門的知識を 有する者が法律相談を行うことがで きるよう求めているものであり、この 点についての具体的な対応策を改 めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期につ いて、その時期となる理由も含め具 体的に示されたい。	c	-	法律相談は、弁護士法第72条に 規定する法律事務に含まれると解 されており、前回回答したとおり、 法律相談について、同条の規制を 解禁することは相当でない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500005	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進	5031	50310003	11	社団法人日本船主協会	3	港湾・輸出入手続き等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、さらに省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化しようとする。		2003年7月23日より輸出入・港湾諸手続のシングルウィンドウ化が関係省庁により実現されているが、実態は各種申請・手続の見直しや簡素化がなされず、単に既存のシステムが接続されただけのものであるため、利便性の向上には結びついていない。従って、全ての関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目、更に省庁間に共通する項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化することを要望する。	
z0500002	法務省	法律相談の表示又は記載の自由化	5010	50100001	11	宮崎信幸	1	法律相談の表示又は記載の自由化	誰でもが、有料・無料に拘らず、法律相談をすることができるようにする。	弁護士や弁護士法人でなくても、有料の法律相談を行うことができるようにすることにより、現在無料で法律相談を主催しているボランティアその他の任意団体の経済的基盤が安定し、その結果としてより多くの相談の機会を国民に提供できる。	利益を得る目的でないことを無料と、利益を得る目的であることを有料とそれぞれ表現するならば、現在のところ、無料法律相談については特段の規制はない。しかし、弁護士又は弁護士法人でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他の法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならないと規定されている。そもそも有料又は無料であることで区別することに意味はない。有料・無料に拘らず、より多くの法律相談の機会を国民に提供し、有益か無益かは国民が判断し利用できるようにすることが国民の利益につながる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の 拡大	特定融資枠契約 に関する法律第2 条	コミットメントライン契約（特定融資 枠契約）に係る手数料が利息制限 法及び出資法上の「みなし利息」の 適用除外となるのは、借主が 資 本金が5億円以上又は負債総額が 200億円以上の株式会社（株式会 社の監査等に関する商法の特例に 関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会 社、特定債権等譲渡業者（特定 債権等に係る事業の規制に関する 法律第2条第5項）、特定目的会 社（資産の流動化に関する法律第 2条第3項）等である場合に限定さ れる。	b	法務省及び金融庁としては、現時点で、直 ちに中小企業等に借主の範囲を拡大するこ とは時期尚早であると判断しているが、借主の 範囲の拡大の是非に関する検討につい ては、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創 出型の新たな金融サービスであり、借主が利 用して初めてその利便性を実感するものであ るとする指摘であるが、平成15年に実施した 借り手側のニーズ調査によれば、借主の範 囲の拡大について中小企業等の中にも慎重 な意見があり、また、地方公共団体に関しては コミットメントライン契約を利用したいとの ニーズがほとんどないという結果であったし、 実際に平成13年改正で借主の範囲に加えら れた中堅企業の利用状況も低調であった。こ れらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が 手数料なしに設定される当座貸越取引等の従 来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた 場合の利息のほかに手数料の支払が必要と なるコミットメントライン契約を利用したいと いう現実的なニーズが中小企業等の借主側 にどの程度あるのかについては慎重に見極 めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の 範囲を拡大すれば、中小企業等が締結する コミットメントライン契約に係る手数料に利 息制限法及び出資法の上限利率による制限 が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合 法的に高金利を徴求されるおそれがあるの であり、このようなおそれがある以上、いわゆ るヤミ金融対策法等の高金利貸付問題対 策の効果等を見極めることなく、現時点にお いて、直ちに経済的弱者である中小企業や 地方公共団体等に借主の範囲を拡大すると いう改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後 の検討においては、借主の範囲の拡大の是非 について、高金利貸付は問題対策の効果		経済的弱者の保護という本規制の 当初の趣旨は首肯できるものの、 本件のような新たな金融サービス は需要創出型のサービスであり、 言わば借主が利用して初めてその 利便性を実感する類のものである。 こうした観点から、要望者が挙げる 借主を新たに追加することにつ いて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、繰り返し 詳細に回答しているとおり、現時 点で、直ちに中小企業等に借主の 範囲を拡大することは時期尚早で あると判断しているが、借主の範囲 の拡大の是非に関する検討につい ては、高金利貸付問題対策の効果 等を見極めやニーズの把握等を行 いつつ、慎重に判断していく予定 である。 なお、コミットメントライン契約によ る金融サービスにつき、いわば借 主が利用して初めてその利便性 を実感する類のものであるため、そ のような観点から要望者が掲げる借 主を新たに追加するべく検討すべき との指摘については、ニーズ拡大 のために利息制限法・出資法等の 適用除外による弊害を考慮しようと しないとの点で容易に首肯しがた い。		
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の 拡大	特定融資枠契約 に関する法律第2 条	コミットメントライン契約（特定融資 枠契約）に係る手数料が利息制限 法及び出資法上の「みなし利息」の 適用除外となるのは、借主が 資 本金が5億円以上又は負債総額が 200億円以上の株式会社（株式会 社の監査等に関する商法の特例に 関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会 社、特定債権等譲渡業者（特定 債権等に係る事業の規制に関する 法律第2条第5項）、特定目的会 社（資産の流動化に関する法律第 2条第3項）等である場合に限定さ れる。	b	法務省及び金融庁としては、現時点で、直 ちに中小企業等に借主の範囲を拡大するこ とは時期尚早であると判断しているが、借主の 範囲の拡大の是非に関する検討につい ては、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創 出型の新たな金融サービスであり、借主が利 用して初めてその利便性を実感するものであ るとする指摘であるが、平成15年に実施した 借り手側のニーズ調査によれば、借主の範 囲の拡大について中小企業等の中にも慎重 な意見があり、また、地方公共団体に関しては コミットメントライン契約を利用したいとの ニーズがほとんどないという結果であったし、 実際に平成13年改正で借主の範囲に加えら れた中堅企業の利用状況も低調であった。こ れらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が 手数料なしに設定される当座貸越取引等の従 来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた 場合の利息のほかに手数料の支払が必要と なるコミットメントライン契約を利用したいと いう現実的なニーズが中小企業等の借主側 にどの程度あるのかについては慎重に見極 めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の 範囲を拡大すれば、中小企業等が締結する コミットメントライン契約に係る手数料に利 息制限法及び出資法の上限利率による制限 が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合 法的に高金利を徴求されるおそれがあるの であり、このようなおそれがある以上、いわゆ るヤミ金融対策法等の高金利貸付問題対 策の効果等を見極めることなく、現時点にお いて、直ちに経済的弱者である中小企業や 地方公共団体等に借主の範囲を拡大すると いう改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後 の検討においては、借主の範囲の拡大の是非 について、高金利貸付は問題対策の効果		経済的弱者の保護という本規制の 当初の趣旨は首肯できるものの、 本件のような新たな金融サービス は需要創出型のサービスであり、 言わば借主が利用して初めてその 利便性を実感する類のものである。 こうした観点から、要望者が掲げる 借主を新たに追加することにつ いて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、繰り返し 詳細に回答しているとおり、現時 点で、直ちに中小企業等に借主の 範囲を拡大することは時期尚早で あると判断しているが、借主の範囲 の拡大の是非に関する検討につい ては、高金利貸付問題対策の効果 等を見極めやニーズの把握等を行 いつつ、慎重に判断していく予定 である。 なお、コミットメントライン契約によ る金融サービスにつき、いわば借 主が利用して初めてその利便性 を実感する類のものであるため、そ のような観点から要望者が掲げる借 主を新たに追加するべく検討すべき との指摘については、ニーズ拡大 のために利息制限法・出資法等の 適用除外による弊害を考慮しようと しないとの点で容易に首肯しがた い。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5016	50160008	11	社団法人全国地方銀行協会	8	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a中小企業(資本金3億円以下等)、b地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲受業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るという観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。本件については、平成15年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に結論を得るべきである。	「3か年計画」で金融庁は、「経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。」としている。
z0500003	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5139	51390020	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特別融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特別融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500008	法務省	グループ内企業再編における合併契約書の備え付け開始を株主総会の2週間前から1週間前に短縮	商法第408条の2	全ての株式会社に対して、株主総会の2週間前から合併契約書等の備置が要求されている。	c		合併における備置の制度は、株主及び会社債権者が合併の公正等を判断するための資料を提供するために、一定の期間、合併契約書等の備置及び株主並びに会社債権者に対する開示を義務付けているものである。したがって、会社債権者の利益も勘案すると、グループ内組織再編であることを理由として備置期間の短縮を認めることには慎重であるべきであると考えられる。		債権者保護の観点からは、商法第100条第1項において、合併の決議をした日から債権者に対して2週間以内に公告をすること、およびその異議申し立て期間は1か月以上であることが規定されている。また、同条第3項においては、異議のある債権者は、申立期間内に異議を申し立てた場合、会社は債権者に対し、弁済するか、担保を提供することが可能な制度となっている。当制度をもって債権者に対する保護は、十分なされていると考えられることから、グループ内企業再編における合併契約書備え付け開始を株主総会の1週間前とすることについて改めて検討されたい。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	c		債権者の保護の制度としての合併契約書等の備置の制度は、債権者への公告等の債権者保護手続の制度とは別個に設けられているものであり、グループ内組織再編であるという理由から、後者の制度のみで足りると考えることは困難である。また、少数株主の保護の要請についても、グループ内の組織再編であるという理由をもって後退させることは困難である。 上記の理由から、備置期間の短縮を認めることには慎重であるべきと考えられるため、その検討の実施時期について示すことは困難である。
z0500009	法務省	プロジェクトファイナンスにおける将来債権譲渡担保に関する法手当	民法第466条及び第467条 債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条及び第5条	民法第466条は、債権譲渡の一般的有効性について規定している。また、民法第467条の規定する債権者に対する通知又は債務者の承諾、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第2条の規定する債権譲渡登記が、それぞれ債権譲渡の対抗要件とされている。将来債権の譲渡担保は、最判平成11年1月29日（民集53巻1号151頁）において判示されているとおり、一般的に有効であると解されている。	d	-	将来債権の譲渡担保が一般的に有効であることは、左記のとおり現行法上も明らかであり、PF及び資産流動化に限定した法的手当では特に必要ないものと考えられる。また、債権譲渡の対抗要件についての民法の特例等に関する法律は、金銭債権一般を対象としており、対象債権についてそれ以上の限定を付していないから、プロジェクトファイナンスによるPF及び資産流動化等の事業に関わる保険金請求権がその対象債権に含まれることは法的手当をとするまでもなく明らかである。		要望内容は、将来債権の譲渡担保の有効性が判例に依拠しているため、法的安定性を欠いていることを問題とし、PF等のプロジェクトファイナンスの発展の阻害要因となっていることを改善することを要望するものである。この点について法的手当を行うことについて具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	d	-	将来債権の譲渡担保が一般的に有効であることは、現行法上明らかであって、その有効性が判例に依存しているために法的安定性を欠いており、プロジェクトファイナンスの阻害要因になっているという認識は誤解に基づくものである。したがって、この点について法的手当を行う必要はないものと考えている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500008	法務省	グループ内企業再編における合併 契約書の備え付け開始を株主総会 の2週間前から1週間前に短縮	5034	50340020	11	(社)日本損害保険協会	20	グループ内企業再編における合併契約 書の備え付け開始を株主総会の2週間 前から1週間前に短縮	商法232条では、譲渡制限付株式会社 においては定款の定めを以て、株主総 会の招集通知を1週間前までに短縮で けるとある。しかし、合併の場合は、合 併契約書他備付書類を2週間前から備 え付けなければならない。グループ内企 業再編は、過半以上の議決権を有する 株主間の意向により決定するのが実状 であり、合併スケジュールの短縮を考 えた場合、合併契約書備付開始につ いても株主総会招集通知の発送時の規定 にあわせ、1週間前からとすることを要望 する。	子会社の再編の法的スケジュールが1 週間短縮される。	グループ内企業再編の手続きの迅速化 に寄与する。	
z0500009	法務省	プロジェクトファイナンスにおける 将来債権譲渡担保に関する法手当	5034	50340021	11	(社)日本損害保険協会	21	プロジェクトファイナンスにおける将来 債権譲渡担保に関する法手当	PF等プロジェクトファイナンスにおける 将来債権の譲渡担保については、現状 最判平11・1・29に依拠して行われてい るが、法的安定性に欠ける。法的安定 性を得るためには、PF及び資産流動化 に限定したプロジェクトファイナンスを対 象とした将来債権譲渡の有効性および その要件にかかる法手当が望まれる。 なお、本手当および「債権譲渡特例法」 の改正(債務者不特定の将来債権譲渡 を可能とする)が行われる場合には、プ ロジェクトファイナンスによるPF、資産 流動化等の事業に関わる保険金請求権 が対象債権に含まれることを明記するよ う要望する。	左記法手当が行われることにより、プロ ジェクトファイナンス等への資金の安定 的供給が促進され、PF等の推進が図ら れる。	現状では、PF等におけるプロジェクト ファイナンスにおける将来債権の譲渡 担保の法的安定性は十分ではないが、 本手当を行い、法的安定性を確立させ ることは、PF等の推進に資するため。	



管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500010	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年6月12日法律第104号）第3条 平成10年法務省告示第290号（債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第3条第1項の登記所） 債権譲渡登記規則（平成10年8月28日法務省令第39号）第22条	債権譲渡登記制度は、平成10年10月に創設され、債権譲渡登記に関する事務を司る登記所として、東京法務局が指定されている。平成13年3月からは、予納制度を利用したオンラインによる登記の申請の制度を、平成16年5月からは職入金電子納付システムを利用したオンラインによる登記の申請及び証明書交付請求の制度の運用を開始したところである。	c	-	1 オンラインによる登記申請については、申請1件当たりの情報量の上限を1,500キロバイトとしているところ、当該上限を大幅に引き上げることとすると、登記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修等に相当額の経費を要することとなる。これに要する経費については受益者が負担することとなる。つまり、オンラインによる登記申請の手数料が現行よりも高額なものとなるのである。 ところで、申請1件当たりの情報量に係る調査を実施したところ、申請1件当たりの情報量が1,500キロバイトを超える申請はわずか3.5%にとどまるものである。そこで、仮に当該上限を大幅に引き上げることとすると、全申請件数の96.5%に相当する利用者は、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るため、当該上限の引上げに係る経費を負担することとなる。 また、e-Japan戦略における電子政府の実現の基本的考え方において、電子政府の実現にあたっては、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現することが必要である旨示されているところである。また、e-Japan重点計画における行政の情報化の具体的施策において、各府省は、申請・届出等手続をオンライン化する場合には、当該事務に係る行政経費の低減を図りつつ、適正に手数料単価を設定するものとする旨とされた。さらに、電子政府構築計画における電子政府構築の原則において、業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求することとされ、また、目標として「業務・システムの一元化・集中化等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政の簡素化・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡素な政府を実現することとされた。これらの政府全体の方針等からすると、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることには、国民・事業者の負担の軽減を実現することとはならず、適正な手数料単価の設定が困難となり、また、予算効率の高い簡素な政府を実現に逆行するものとなることから、消極的にならざるを得ない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げことは、現段階では困難であるといわざるを得ない。 2 債権譲渡登記は、東京法務局民事行政部債権管理課において運用しているところ、これを全国の法務		登記所の設備増強等に係る経費が多額となり手数料が高額になることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 出頭による申請窓口を各出張所に広げることについて、費用が多額に上ることから要望に応じられないとするが、当該経費を圧縮することによって利用者への転嫁を回避するという観点から検討のうえ、要望に応じられるか再度回答されたい。 申請1件あたりの情報量が1500キロバイトを超える申請はわずか35%であること等から、要望に応じられないとするが、債権譲渡登記の利用状況（債権数、遠方のため出頭せず郵送によって債権譲渡登記を行う利用者数等）は年々変わるものと考えられる。よって、これらの状況の変化によっては、費用対効果の観点から本要望の実現の可能性は高まると考えられるが、平成16年度以降継続して利用状況を調査し、登記制度の拡充について検討することの可否について、回答されたい。	c	-	について 現在の債権譲渡登記システム（以下「現行システム」という。）において、オンラインによる登記申請における申請1件当たりの情報量の上限（1,500キロバイト）を大幅に引き上げることとすると、現行システムのハードウェアでは対応できず、高性能の機器を新たに導入する必要がある。また、現行システムのソフトウェアについても当該上限の引上げに係る設計変更、開発及び各種試験を実施しなければならない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大幅に引き上げることとすると相当の経費が必要となり、当該経費を手数料の増額としない程度までに圧縮することは、現段階では困難であると考ええる。 について 登記の申請等の窓口を拡大するとすると、各登記所に端末、印刷装置、ネットワーク機器等を導入するとともに、現行システムの大幅な設計変更等を実施しなければならない。さらには、当該運用に係る人員を配置しなければならない。 したがって、登記の申請等の窓口を拡大するとすると相当の経費が必要となり、当該経費を手数料の増額としない程度までに圧縮することは、現段階では困難であると考ええる。 について 債権譲渡登記制度を運用するに当たっては、政府の方針、国民のニーズ及び費用対効果等を適時・適切に調査・検討を行った上で制度を運用しているところである。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限の引上げ及び登記の申請等の窓口の拡大等、登記制度の拡充についても、引き続き検討することとなる。
z0500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第12条、第13条第1項、第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。 債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、取扱債権に関し、債務者等との交渉の経過を記録したもの等の業務に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条第1号、第2号以外の業務を兼業することができる。	b	及び事務ガイドライン（ ） 及び事務ガイドライン（ ）	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目的として、この法律の実施状況等を動向しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	について、サービサー法の改正についての具体的な方向性および時期について示されたい。	b	及び事務ガイドライン（ ） 及び事務ガイドライン（ ）	前回の回答のとおり、現在、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところであり、現段階で、サービサー法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500010	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5039	50390002	11	社団法人 リース事業協会	2	債権譲渡登記制度の拡充	出頭による申請窓口を各出張所に広げること。 オンライン申請のシステム拡充、手続の簡素化を図ること。	・債権流動化市場の発展に寄与する。	「規制改革・民間開放推進3カ年計画」(2004年3月19日)においては、「オンライン申請について、債権個数の上限は廃止し、情報量による制限のみとする」とされている。しかし、情報量による制限が維持される限り、オンライン申請の利便性が改善するとは言いがたい。債権個数の上限を撤廃するだけでなく、情報量による上限を大幅に引上げるべきである。併せて、申請窓口の拡充も行うべきである。	
z0500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	5039	50390003	11	社団法人 リース事業協会	3	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法(サービサー法)は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2. 一般事業法人の有する売掛債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4. 債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネージメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	・金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1. サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債務者(SPC)に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず、事務作業が複雑となっているため。4. 兼業承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な業務展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第12条、第13条第1項、第20条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条 債権管理回収業に関する特別措置法施行規則第15条第1項	債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。  債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。  債権回収会社は、取扱債権に関し、債務者等との交渉の経過を記録したものの等の業務に関する帳簿書類を作成し、保存しなければならない。  債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額に引き直すことにより、元利金を含めて請求することができる。	b	及び事務ガイドライン（ ）  及び事務ガイドライン（ ）	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	について、サービサー法の改正についての具体的な方向性および時期について示されたい。	b	及び事務ガイドライン（ ）  及び事務ガイドライン（ ）	前回の回答のとおり、現在、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところであり、現段階で、サービサー法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500012	警察庁、金融庁、 法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちを示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに（同法1条）、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め（同法2条1項）、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある（同法8条2項1号）ほか、両罰規定が設けられている（同法9条1項2号）。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	c	-	「不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 出資法2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であると言え難いし、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法1条及び2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直ちに同法1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、一般大衆が不測の損害を蒙ることを防止するための新たな規制(詐欺的金融販売の取締制度)を設けることを提案しており、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。 エスクロー事業が出資法に抵触するかどうかについて、明確化することの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止しているが、全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特に許容すべき合理的なものであるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであって、出資法の改正によることは適当でない(例、銀行法、信託業法、農業協同組合法等)。 エスクロー事業という個別の事業が出資法に抵触するかどうかについては、それぞれ個別の事業の内容によるものであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業としての預り金をする行為を、他の法律に特別の規定がない限り禁止しているものである。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500011	法務省	サービサー法に関する改正要望	5040	50400028	11	オリックス	28	サービサー法に関する改正要望	債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）は、金融機関等の不良債権処理の促進を図るための特別措置法という臨時的な位置付けで制定された法律であるが、資産流動化・証券化における債権管理回収業務は、常に一定のニーズのあるものであり、恒久的な制度として本制度を整備していくという観点から以下事項を要望する。1. 「債権回収」にかえて、「サービサー」を商号中に用いることが可能になることを要望する。2. 一般事業法人の有する売却債権、請負代金債権などの取扱ができるよう、特定金銭債権の範囲の拡大を要望する。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収に係るマスター・サービシング業務やプライマリー・サービシング業務についても、交渉履歴の作成義務があるなど不良債権の管理回収を想定した現行のサービサー法の規制が及んでいるが、緩和を要望する。4. 債権管理回収業に係る貸金業、事業再生ビジネス、アセットマネージメント業務など、債権管理回収業にかかわる周辺業務については、承認制ではなく、届出制に緩和することを要望する。	・金融機関、一般事業法人の不良債権処理の促進・金融機能のアンバンドリングに寄与・金融機関、一般事業法人の債権管理回収業のアウトソーシングによる業務効率化に寄与	1. サービサー会社では、通称として「サービサー」を使用しているところも多く、「サービサー」が定着していること。「債権回収」には後ろ向きな印象が付きまとい、サービサーの業務が拡大するなかで、円滑な事業展開を前向きに進められるため。2. 一般事業法人の不良債権処理のニーズが高い。また、一般事業法人においても債権管理回収業務のアウトソーシングのニーズも高いと思われるため。3. 資産流動化・証券化スキームにおける正常債権の管理回収業務についても、交渉履歴の作成が義務付けられている。このため、債務者（SPC）に書面を交付したときも、逐一、交渉履歴に記録しなければならず、事務作業が繁雑となっているため。4. 業承承認を受けるまでのコスト・時間がかかり、迅速な事業展開ができないため。昨年、同要望に対して法務省から「債権管理回収業の実情やニーズを把握するため、業界団体等からのヒアリング調査などを今年度中に行い、その調査の結果を踏まえて、法改正を含めた検討をする。」との回答が示された。早急な措置を期待する。	
z0500012	警察庁、金融 庁、法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5039	50390005	11	社団法人 リース事業協会	5	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<※1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において典型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい（現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある）』	・例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業（当事者の取引のクローリングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの）<※2>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのだろうか。・一般大衆の被害・損害というのは、実際は騙しによって起こっているものであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。<※3>法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	<※1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とする事は検討できないか。相手方の属性（個人かプロか）の観点も必要と思われる。<※2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<※3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500013	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条 社債等の振替に 関する法律第83 条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考ええる。		社債の発行手続については、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めているとのことであるが、平成17年までに結論を出すことについて回答いただきたい。 要望者は「多額の借財」と同様の取扱を求めている。貴省が取締役会の決議を求める理由として、「社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常である」ためとしているが、社債発行額が少額である場合等に限定して取締役会決議を不要とすることの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	b		社債等の発行手続の見直しは、会社法制の現代化の一環として検討を進めているところ、会社法制の現代化に係る法案は前回回答にも記載したとおり平成17年度に提出する予定である。  社債・短期社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であること、原則として社債管理会社の設置が法定されており、発行会社の負担も多大であることにかんがみると、その発行には慎重な手続を要することから、「多額ノ借財」（商法第260条第1項第2号）に該当しない通常の借財と同列に取り扱うことはできない。
z0500013	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条 社債等の振替に 関する法律第83 条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考ええる。		社債の発行手続については、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めているとのことであるが、平成17年までに結論を出すことについて回答いただきたい。 要望者は「多額の借財」と同様の取扱を求めている。貴省が取締役会の決議を求める理由として、「社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常である」ためとしているが、社債発行額が少額である場合等に限定して取締役会決議を不要とすることの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	b		社債等の発行手続の見直しは、会社法制の現代化の一環として検討を進めているところ、会社法制の現代化に係る法案は前回回答にも記載したとおり平成17年度に提出する予定である。  社債・短期社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であること、原則として社債管理会社の設置が法定されており、発行会社の負担も多大であることにかんがみると、その発行には慎重な手続を要することから、「多額ノ借財」（商法第260条第1項第2号）に該当しない通常の借財と同列に取り扱うことはできない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500013	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役 会での決議義務付けの見直し	5039	50390006	11	社団法人 リース事業協会	6	社債及び短期社債に関する取締役会 での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上 はガバナンスの観点から「多額の借財」 の取扱いと同様に位置付けるべきであ り、商品性のみに基づく取締役会決議の 義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議で の運用や、短期社債における商法296 条の特例により機動性を確保すべき措 置が講じられてはきているが、そもそ も他の調達手段と区別して取締役会決議 を義務付ける合理的な理由は乏しい。 銀行借入等他の調達と比較して企業の 資金調達の機動性を損なっているのは 事実であり、投資家保護の観点からは 証券取引法上の各種規定で十分。昨 年、法務省は「社債の発行手続の見直 しの要否は、他の資金調達手段との異 同等の観点から、会社法の現代化に 係る議論の一環として検討されている。 この会社法の現代化については、「規 制改革推進3か年計画(再改定)」（平 成15年3月28日閣議決定）において平 成17年を目的に法案提出予定とされて いる。この予定を目標に法制審議会に おいて検討されており、上記の閣議決 定されたスケジュールに従って検討を 行ってまいりたい。」と説明している。見 直しの方向で検討がなされることを要望 する。	
z0500013	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役 会での決議義務付けの見直し	5040	50400025	11	オリックス	25	社債及び短期社債に関する取締役会 での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上 はガバナンスの観点から「多額の借財」 の取扱いと同様に位置付けるべきであ り、商品性のみに基づく取締役会決議の 義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議で の運用や、短期社債における商法296 条の特例により機動性を確保すべき措 置が講じられてはきているが、そもそ も他の調達手段と区別して取締役会決議 を義務付ける合理的な理由は乏しい。 銀行借入等他の調達と比較して企業の 資金調達の機動性を損なっているのは 事実であり、投資家保護の観点からは 証券取引法上の各種規定で十分。昨 年、法務省は「社債の発行手続の見直 しの要否は、他の資金調達手段との異 同等の観点から、会社法の現代化に 係る議論の一環として検討されている。 この会社法の現代化については、「規 制改革推進3か年計画(再改定)」（平 成15年3月28日閣議決定）において平 成17年を目的に法案提出予定とされて いる。この予定を目標に法制審議会に おいて検討されており、上記の閣議決 定されたスケジュールに従って検討を 行ってまいりたい。」と説明している。見 直しの方向で検討がなされることを要望 する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500014	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託 利益の全部を享受する場合で、か つ、やむをえない事情があるとき は、受益者又は利害関係人の請求 により、裁判所が信託を解除できる 旨規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラスト は、現行法上、認められていない。	b		平成16年中に法制審議会に信託 法の見直しに関する専門部会を設 置し、具体的な調査審議を進め、平 成17年度中に信託法の改正につ いての関係法案を国会に提出する ことを目途として作業を行っていく 予定である。 信託法第58条の見直し、信託宣言 やチャリタブルトラスト制度の創設 については、現行信託法制下にお ける種々の問題点の把握や分析に 努めている段階であり、現時点では 検討の方向性は未定であるが、い ずれも法制審議会における審議の 内容を踏まえて上記の関係法案提 出までには所要の結論を明らかに する予定である。		特定持分信託に関する信託宣言 やチャリタブル・トラスト制度の創設 について、信託法の見直しに関す る検討状況を踏まえ、平成17年度 までに検討し、結論を得ることの 可否について回答いただきたい。 信託法58条の見直し、信託宣言 やチャリタブルトラストの創設につ いての検討結果を踏まえ、平成17 年度に信託法案を提出することに ついて回答いただきたい。	b		については、平成17年度中に所 要の結論を得ることを目途として、 検討作業を進めていく予定である。 については、平成17年度中に信 託法の改正についての関係法案を 国会に提出することを目途として、 検討作業を進めていく予定である。
z0500014	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託 利益の全部を享受する場合で、か つ、やむをえない事情があるとき は、受益者又は利害関係人の請求 により、裁判所が信託を解除できる 旨規定している。 信託宣言及びチャリタブル・トラスト は、現行法上、認められていない。	b		平成16年中に法制審議会に信託 法の見直しに関する専門部会を設 置し、具体的な調査審議を進め、平 成17年度中に信託法の改正につ いての関係法案を国会に提出する ことを目途として作業を行っていく 予定である。 信託法第58条の見直し、信託宣言 やチャリタブルトラスト制度の創設 については、現行信託法制下にお ける種々の問題点の把握や分析に 努めている段階であり、現時点では 検討の方向性は未定であるが、い ずれも法制審議会における審議の 内容を踏まえて上記の関係法案提 出までには所要の結論を明らかに する予定である。		特定持分信託に関する信託宣言 やチャリタブル・トラスト制度の創設 について、信託法の見直しに関す る検討状況を踏まえ、平成17年度 までに検討し、結論を得ることの 可否について回答いただきたい。 信託法58条の見直し、信託宣言 やチャリタブルトラストの創設につ いての検討結果を踏まえ、平成17 年度に信託法案を提出することに ついて回答いただきたい。	b		については、平成17年度中に所 要の結論を得ることを目途として、 検討作業を進めていく予定である。 については、平成17年度中に信 託法の改正についての関係法案を 国会に提出することを目途として、 検討作業を進めていく予定である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500014	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言 やチャリタブルトラストの制度の創 設	5039	50390010	11	社団法人 リース事業協会	10	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単 独の場合においては信託の解除リスク があるため、証券化のスキーム上問題に なることがある。信託法58条の改正を望 む。また、英米法における信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設を望 む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く 税制上も優遇性が確保できるピークルと して資産流動化法上の特定目的会社 (以下TMK)の制度があるがTMKへの出 資金を保有する者としては、いまだにケ イマンSPCが使われることが多い。(特 定持分信託の制度は、左記の理由から リーガル的には若干のリスクが残ると解 されており、複数のものを受益者にする 必要があるなど使い勝手が悪くなってし まっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言 やチャリタブルトラストに代わる仕組みと して、資産流動化法上の特定持分信託 や中間法人が利用されることがあるが、 使い勝手などの理由からいまだにケイ マンSPCが使われるケースが多い。信 託法の見直しなどを行うことで証券化の 仕組み上、より使い勝手がよく、低コスト で国内完結しやすくなる制度の創設を望 む。昨年、同要望に対して金融庁及び法 務省から「SPC法の特定持分信託に関 して、信託法第58条の特例を設けること について検討し結論を得る。更なる信託 スキームの活用に関する商事(営業)信 託関連法制の見直しを行う。資産流動 化に際しての信託宣言の許容に関して 検討し結論を得る。」との回答があった。 早急な見直しを期待する。	
z0500014	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言 やチャリタブルトラストの制度の創 設	5040	50400009	11	オリックス	9	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単 独の場合においては信託の解除リスク があるため、証券化のスキーム上問題に なることがある。信託法58条の改正を望 む。また、英米法における信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設を望 む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く 税制上も優遇性が確保できるピークルと して資産流動化法上の特定目的会社 (以下TMK)の制度があるがTMKへの出 資金を保有する者としては、いまだにケ イマンSPCが使われることが多い。(特 定持分信託の制度は、左記の理由から リーガル的には若干のリスクが残ると解 されており、複数のものを受益者にする 必要があるなど使い勝手が悪くなってし まっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言 やチャリタブルトラストに代わる仕組みと して、資産流動化法上の特定持分信託 や中間法人が利用されることがあるが、 使い勝手などの理由からいまだにケイ マンSPCが使われるケースが多い。信 託法の見直しなどを行うことで証券化の 仕組み上、より使い勝手がよく、低コスト で国内完結しやすくなる制度の創設を望 む。昨年、同要望に対して金融庁及び法 務省から「SPC法の特定持分信託に関 して、信託法第58条の特例を設けること について検討し結論を得る。更なる信託 スキームの活用に関する商事(営業)信 託関連法制の見直しを行う。資産流動 化に際しての信託宣言の許容に関して 検討し結論を得る。」との回答が示され た。早急な見直しを期待する。	



管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500015	金融庁、法務省	信託受益権の有価証券化に関する法 規定の整備	-	現行信託法には、信託受益権の譲 渡に関する規定は存在しない。	b		平成16年中に法制審議会に信託 法の見直しに関する専門部会を設 置し、具体的な調査審議を進め、平 成17年度中に信託法の改正につ いての関係法案を国会に提出する ことを目途として作業を行っていく 予定である。 信託受益権の有価証券化に関する 規定の整備については、現行信託 法制下における種々の問題点の把 握や分析に努めている段階であり、 現時点では検討の方向性は未定で あるが、いずれも法制審議会にお ける審議の内容を踏まえて上記の 関係法案提出までには所要の結論 を明らかにする予定である。		検討実施時期、現時点での方向性 につき、具体的に示されたい。	b		平成16年中に設置される法制審 の専門部会において、具体的な調 査審議を進め、平成17年度中に信 託法の改正についての関係法案を 国会に提出することを目途として検 討作業を行っていく予定である。 現時点では、信託受益権の有価証 券化に伴う種々の問題点の把握や 分析に努めている段階であり、検討 の方向性は未定であるが、受益権 の譲渡の簡易化及び譲渡の効力 の強化の観点から、受益権の有価 証券化の規定を整備する必要がある との指摘があることは十分承知し ており、慎重に検討を進めていくこ とをしたい。
z0500016	法務省	動産公示制度の確立について	-	動産譲渡の対抗要件具備方法は、 民法上の引渡し（同法第178条） のみであり、登記制度等の公示制 度は存在していない。また、リース を登記等によって公示する制度は 存在していない。	a c		現在、法制審議会動産・債権担保 法制部会において、動産譲渡を登 記によって公示する制度の創設を 検討しており、今年度中に関係法 案を国会に提出する予定である。こ れにより、リース物件を含めた動産 の譲渡に係る公示制度が整備され ることになる。 リースを登記等によって公示する制 度の創設については、リースという 特定の事業分野のみに適用される 制度の創設について民事基本法に おいて対応することは適当ではな く、制度の必要性・合理性、制度の 創設による弊害の有無等について 慎重な検討を要するものと考えら れる。		リース取引は個人向け、事業者向 けを問わず広く行われており、リ ース物件であることを明示する公示制 度の必要性はあると考えられるが、 リース物件に係る公示制度の創設 について検討することの可否につ いて、改めて検討のうえ、回答され たい。	a c		リース物件に係る公示制度は、ユー ザーの占有する動産等がリース業 者の所有に属していることを公示す る制度を意味すると考えられるが、 民事基本法において対応すること が適当でないことは先に述べたと おりである。なお、リース業界の内 部においても、かかる制度の創設 については、どのリース業者がど のような動産をどのような顧客にリ ースしているのかという営業上の秘 密が競業他社に明らかになってしま うことを懸念してこれに反対する意 見もあり、未だ意見の統一がみられ ていないと聞いている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500015	金融庁、法務省	信託受益権の有価証券化に関する 法規定の整備	5039	50390017	11	社団法人 リース事業協会	17	信託受益権の有価証券化に関する法規 定の整備	信託受益権が有価証券となるよう、信託 法に所要の規定を明記するとともに、証 券取引法上の有価証券とすること。つい ては、現行の限定列挙主義を改め幅広 い概念規定を導入すること。	信託受益権発行企業にとって、資金調 達コストの軽減が図れる。	信託受益権の流通性、安全性が高ま り、受益権の買い手が増加し、資産流 動化市場が活性化する。	
z0500016	法務省	動産公示制度の確立について	5039	50390018	11	社団法人 リース事業協会	18	動産公示制度の確立について	動産譲渡の際の公示制度を整備し、そ の後、リース物件の登記制度の検討を 行うこと。	資金調達が多様化、資産効率の向上に 資する。	動産譲渡の公示制度が整備されること で、動産の証券化が推進される。また、 リース物件の登記制度が創設されること により、安定的なリース取引が可能とな る。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500017	法務省	流動化に関する債権譲渡にかかる法整備	現行破産法第72条 民事再生法第127条第1項 会社更生法第86条第1項	現行破産法72条等に該当する場合には、否認の対象となる。	a		平成16年通常国会で成立した「破産法」及び「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」においては、破産手続、更生手続及び再生手続における否認の要件を整備するとともに（新破産法第160条～第162条等）、財産の適正価格による売却については否認の対象となる行為を悪質な場合に限定する等、否認の要件について合理的な基準を設ける改正を行い、これらの法律を平成17年1月1日に施行する予定である。					
z0500018	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	-	法務省が民間機関と締結する物品の購入や賃貸借の契約については、債権譲渡禁止特約の条項が盛り込まれている。ただし、信用保証協会及び金融機関に対する売掛債権の譲渡については解除されている。	c	-	譲渡禁止特約を全面的に解除することにより、正当な債主が判らずに対価の支払が遅延する等の支障が生ずることが考えられる。したがって、このような支障が発生しないための仕組みが確立されない段階においては、譲渡禁止特約の全面的な解除は困難である。		要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲受業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。 の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。  (要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲受業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」	b	-	前回の回答（譲渡禁止特約を全面的に解除することにより、支払遅延が発生しないための仕組みが確立されない段階においては、譲渡禁止特約の全面的な解除は困難）を維持するが、経済産業省が実施している債権譲渡禁止特約の部分解除拡大に係る取り組みについては、当省においても、実施の可否を検討することとしたい。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500017	法務省	流動化に関する債権譲渡にかかる 法整備	5039	50390021	11	社団法人 リース事業協会	21	流動化に関する債権譲渡にかかる法整備	債権の譲渡者が法的整理にて経営破綻をきたした場合、破綻前に行われた債権の譲渡が詐害行為として否認される可能性があるが、この点について倒産隔離法制の整備を図ってほしい。		流動化による資金調達において、債権譲渡が合理的な基準によらず否定されるならば市場そのものが縮小することもありうるため、譲渡について法的サポートの検討が必要である。	
z0500018	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500019	法務省	破産法第59条の見直し	現行破産法第59条第1項 民事再生法第49条第1項 会社更生法第61条第1項	貸貸人が破産した場合、破産管財人等は、破産法、民事再生法又は会社更生法上認められた特別の解除権を行使して、貸借契約を解除することができるものとされている。	a		平成16年通常国会で成立した「破産法」及び「破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」においては、貸借権を第三者に対抗することができるときには、破産管財人等に特別の解除権は認めないこととし（新破産法第56条等）、これらの法律を平成17年1月1日に施行する予定である。					
z0500020	警察庁、金融庁、 法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払いもどしとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入をしてはならない。」と定めるとともに（同法1条）、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定ある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない。」と定め（同法2条1項）、これらに違反した者には、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はその併科の罰則がある（同法8条2項1号）ほか、両罰規定が設けられている（同法9条1項2号）。なお、同法2条1項にいう「他の法律」には、銀行法、長期信用銀行法等がある。	c	-	「不特定多数の者に対し、後日全額若しくはこれをこえる金額を払い戻す旨明示又は黙示して、出資金の受入」をすることは、出資金の本質と相反するものであって、出資者に誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある。 出資法2条の「預り金」については、その意義が法律上規定されており、その概念が不明確であると言え難いし、また、これを無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼすばかりでなく、ひいてはこれら大衆と取引関係に立つ者まで次々に被害を拡大して、社会の信用制度と経済秩序を攪乱するおそれがある。また、同条は、業としての「預り金」を全面的に禁止しているものではなく、処罰の対象から、「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定のある者」を除いており、必要な担保制度など一般大衆に損害を及ぼさない手当がなされていれば、法律により預り金の禁止を解除することができる。 いずれにせよ、この問題は広く金融行政にかかわる事柄であり、また、出資法1条及び2条が、詐欺的金融犯罪の取締り等に大きな役割を果たしている現状にかんがみると、現時点では、法務省において、直に出資法1条を廃止するなどの措置を講じることは困難である。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、一般大衆が不測の損害を蒙ることを防止するための新たな規制(詐欺的金融販売の取締制度)を設けることを提案しており、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。 エスクロー事業が出資法に抵触するか否かについて、明確化することの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止しているが、全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締る必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特に許容すべき合理的なものがあるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであって、出資法の改正によることは適当でない(例、銀行法、信託業法、農業協同組合法等)。 エスクロー事業という個別の事業が出資法に抵触するか否かについては、それぞれ個別の事業の内容によるものであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業としての預り金をする行為を、他の法律に特別の規定がない限り禁止しているものである。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500019	法務省	破産法第59条の見直し	5039	50390031	11	社団法人 リース事業協会	31	破産法第59条の見直し	破産法第59条の規定は、質借権の他、その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約についても、相手方が当該権利について、登記・登録その他の第三者に対抗する要件を備えているときは適用しない旨とすべきである。	オペレーティング・リース料債権の流動化の促進	破産法第59条の規定がオペレーティング・リース料債権流動化の阻害要因となっている。オリジネーターの法的破綻時に、同債権が双方未履行の双務契約とみなされた場合、管財人等は破産法第59条に基づき、契約の履行または解除を選択することが可能となり、それ以降のリース料の支払を受けることができなくなるため、流動化が困難となっている。	
z0500020	警察庁、金融 庁、法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5040	50400006	11	オリックス	6	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<※1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討が必要がある)』	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクローージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<※2>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問がある。<※3>・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものというこの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500021	法務省、経済産業省	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（現：投資事業有限責任組合契約に関する法律）第3条第1項	中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（現：投資事業有限責任組合契約に関する法律）第3条第1項において、投資対象範囲が限定されている。	c		第一義的には中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（現：投資事業有限責任組合契約に関する法律）の所管官庁において判断されるべき事項であるが、当該所管省庁において、仮に、投資事業組合の対象財産を拡大することの検討の必要があることとされた場合には、その内容が明らかになった時点において適切に対処することとしたい。		要望者は「投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき」と主張しており、たとえば、本組合が不動産を取得できないことから、事業者の保有する不動産の流動化に本組合を活用することができないという不都合があることである。本法の目的が「事業者への円滑な資金供給」であることに鑑み、更なる対象範囲の拡大の可否について改めて検討のうえ、回答されたい。	c		第一義的には中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（現：投資事業有限責任組合契約に関する法律）の所管官庁において判断されるべき事項であるが、当該所管省庁において、仮に、投資事業組合の対象財産を拡大することの検討の必要があることとされた場合には、その内容が明らかになった時点において適切に対処することとしたい。
z0500022	金融庁、法務省	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている（社振法第66条第1項）。 短期社債については、社債申込証は不要である（商法第302条）	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		回答では、要望について「検討中」ということであるが、実施の可否についての方向性 結論の実施時期について、示されたい。	b		会社法制の現代化において、社債発行手続の迅速化・簡易化が進めば、短期社債の要件の見直しも可能である。  要件の見直しをするか否かは不確定であるが、見直しを行うとすれば、前回回答にも記載したとおり会社法の現代化（平成17年に法案提出予定）と同時期に行う予定である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500021	法務省、経済産業省	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5040	50400010	11	オリックス	10	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とすべき。	有限責任組合により、不動産、動産を取得する。	・責任の有限性を担保するための制度の整備の必要性は、投資対象の相違によって異なるものではなく、ビークル法制で投資対象を制限すべき理由はない。(米国にはこのような制限はないことも考慮すべきである。) ・投資は、いろいろな規模、対象物等があつて、投資の組成はそれに見合った法的構成を選択できることが望ましい。合資会社を利用すべしというのはニーズに合わない。 ・経済活性化のためにリスクマネーを投資に向かって動きやすくすることが重要である。投資スキームのためのビークル法制を整備し、法的な安定を与えることが重要であり、リミテッド・パートナーシップ法の整備を要望する。	
z0500022	金融庁、法務省	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	5040	50400039	11	オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	社振法における「短期社債」の要件見直し 社振法第66条1項イにおいて「契約により社債の総額が引受けられるものであること」が短期社債の要件のひとつとして挙げられている。  【要望内容】 上記要件の削除および短期社債における「社債申込証」の取得不要措置	ダイレクトC Pの公募発行の普及および発行手続の簡素化	社債発行の際、簡法により社債申込証の作成が必要とされているが、簡法32条において「契約により社債 / 総額引受け引受額が二八以下適用せず」と規定されている。短期社債の機動的な発行を担保するため(申込証の作成を不要とするため)、立法の趣旨で「簡法における」総額引受を短期社債の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するものである。  短期社債の「募集」という証券法上の扱いと「総額引受」要件の整合性 発行登録制度において、証券法第23条の8第2項は、「短期社債の募集」の場合には、一定の条件を充たせば通常必要とされる「追加書類」の提出が不要とされている。一方社振法において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、この「総額引受」は一般的には「公募」と対立する概念と考えられる。それによる弊害は、ダイレクトC Pを発行体自らが募集(公募)を行なおうとする場合に起こり得る。  社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の募集」の発行形態は、発行体が発行人であるディーラー・投資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が合意する都度投資者による短期社債の引受けがあり、かつ発行体による短期社債の発行があるという形態と考えられているため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわけダイレクトC Pの公募発行においては、一般債の公募における引受人(アンダーライター)が存在しないため、「発行総額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不可能である(ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行においてはこの問題は生じない)。一方、「総額」が確定しないことによる弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たないケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はないものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行わず、個別投資者毎に条件を設定して発行(引受)を行うという行為は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は大きな弊害であり早急に改善が必要と考える。  発行したC Pが「総額引受」でないという理由で社振法上の「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債取扱いの作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不可能となる。短期社債の発行の機動的な担保(短期社債の調	



管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500023	法務省	事業向け融資における個人保証の見直し	民法第446条～ 第465条	事業向け融資における個人保証を制限するような民事上の措置は存在しない。	a		事業向け融資における個人保証を一定の場合に禁止することは、事業資金の円滑な調達を阻害するおそれがあるため措置困難であるが、根保証契約について保証人が過大な責任を負うこととなる場合があるなどの問題点が指摘されていることを踏まえ、法制審議会において、保証制度の見直しについての検討を行っており、平成16年度中に結論を得て、関係法案を国会に提出する予定である。		個人保証を規制する法律はないが、事実上の与信慣習として、わが国では無限責任でもある個人保証が常態化している。この慣習が新規事業の活性化、起業家精神強化にむけて、規制以上の足枷となっている面もある。新規事業や、設備投資に対するファイナンスを厳格に審査し、事業者と金融主体が適切にリスクシェアする競争基盤構築のためにも、要望の実現について、改めて検討されたい。	a		事業向け融資における個人保証を一定の場合に禁止する（契約無効とする）という民事上の措置を講ずることは、事業資金の円滑な調達を阻害するおそれがあり、過度に強力な規制を行うことになるため、措置困難であるが、法務省においては、事業向け融資における個人保証の在り方という点を含めて、民事基本法を所管する立場から保証制度の見直しについての検討を行っており、平成16年度中に結論を得て、関係法案を国会に提出する予定である。
z0500024	法務省	単元未満株主の共益権	商法第211条	単元未満株式にも一定の共益権が付与されている。	b		単元株制度については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討を進めているところであり、単元未満株主の有すべき権利については、原則として、現行法の単元未満株主の有する権利と同一のものとしつつ、共益権については、定款でその制限をすることができるものとする方向で検討を進めている。		17年度までの実施の可否につき（否であれば具体的実施時期について）示されたい。	b		単元株制度の見直しは、会社法制の現代化の一環として検討を進めているところ、会社法制の現代化に係る法案は前回回答にも記載したとおり平成17年度に提出する予定である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500023	法務省	事業向け融資における個人保証の見直し	5044	50440004	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	4	事業向け融資における個人保証の見直し	事業向け融資において個人に責任を負わせる保証制度の範囲を制限する		新規開業の促進と一度事業に失敗した起業家への再挑戦の道を開くことで国際競争力の原動力となる起業意欲の向上を図るため。流動資産、特に売掛債権や受取手形については、銀行は担保に取得しているケースが多い。それにも拘わらず、銀行が個人保証を徴求することは、2重に保全を図ることとなり、債務者にとって極めて不利な状況と言わざるを得ないため、そのような弱者（ベンチャービジネス）不利の状態は改善する必要がある。また、売掛債権、受取手形は、一般的には債権回収可能性は高いことから、2重保全の必要性はないものと考えられる。従って、金繰り償還すべきである運転資金は、個人保証は徴求せず、収益償還すべき設備資金のみは、その保全性＝債権回収性の難しさに鑑み、個人保証はやむを得ないものとする。	ベンチャー企業、中小零細企業は、販売先・仕入先とのパワーバランスが弱い立場にあるため、運転資本が肥大化する傾向にあり、その資金調達に企業活動の生命線である。一方で、流動資産である、現預金、売掛債権などは回収可能性が高く、銀行などは、それらを担保取得していることが多いことから、流動資産の範囲内においては、借入金に個人保証を徴求すべきではない。
z0500024	法務省	単元未満株主の共益権	5048	50480005	11	社団法人 日本自動車工業会	5	単元未満株主の共益権	従来（単元株制度）と同様に、単元未満株主の共益権はないものとするべき。	平成13年6月の商法改正により単元株制度が単元株制度に置き換えられたが、これに伴い単元未満株主にも共益権が付与されることとなった。	「単元株制度」の導入（昭和56年改正）時に、単元未満株主については、端株主と同様に共益権は付与されないものとされたが、これを置き換えたとする「単元株制度」において、単元未満株主にも共益権があるように変更しなければならぬ合理的な理由はない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500025	法務省	子会社による親会社株式保有規制の 撤廃	商法第211条の2	子会社による親会社の株式の取得 は原則として禁じられている。	b		子会社による親会社株式の取得規制については、現在作業中の会社 法制の現代化（平成17年法案提 出予定）にかかる法制審議会等の 議論において会社法制の現代化に 係る議論の一環として総合的に検 討を進めているところであるが、子 会社による親会社株式の取得は、 資本の維持を害すること、株主相 互間の不公平を生ずることなどの 弊害が生ずる危険性があるところ、 自己株式の取得と同様に財源規制 及び手続規制等の制約を設ける等 の措置を講じた上で認めるにしま も、別法人である親子会社間にお いてそのような措置を講ずるには解 決困難な技術的・実務的問題が存 在することから、その見直しには慎 重であるべきであると考え。		貴省の回答における「解決困難な 技術的・実務的課題」を明らかにさ れたうえ、当該課題を含め、子会社 による親会社の株式取得規制の緩和 について、平成17年度までに検 討し、結論を得ることについて、そ の理由も含め回答されたい。	b		子会社による親会社株式の取得規制 の見直しのためには、子会社に ついて、自己株式の取得と同様の 財源規制・手続規制等の措置として、 親会社及び当該親会社の他の 子会社等を含めた財源規制を設ける こと等を検討する必要があるが、 これについては、別法人にまたがる そのような規制を設けること自体が 規制の性質上困難であり、特に親 会社における他の会社の株式の保 有状況が絶えず変動することから 子会社にとってその財源規制の基 礎となる財務状況を判断すべき他 の会社の範囲の確定が困難である という問題、子会社が他の会社の 財務状態について知ることが容易 ではないことから、当該子会社にお いて課される財源規制の内容を把握 することが困難であるという問題 等がある。このような問題に鑑み、 その見直しには慎重にならざるを得 ず、平成17年度までに結論を得る ことは困難である。
z0500028	法務省	特定持分信託利用促進のための信託法 58条の見直し	信託法第58条	信託法第58条は、受益者が信託 利益の全部を享受する場合で、か つ、やむをえない事情があるとき は、受益者又は利害関係人の請求 により、裁判所が信託を解除できる 旨規定している。	b		平成16年中に法制審議会に信託 法の見直しに関する専門部会を設 置し、具体的な調査審議を進め、平 成17年度中に信託法の改正につ いての関係法案を国会に提出する ことを目途として作業を行っていく 予定である。 信託法第58条の見直しについて は、現行信託法制下における種々 の問題点の把握や分析に努めている 段階であり、現時点では検討の 方向性は未定であるが、いずれも 法制審議会における審議の内容を 踏まえて上記の関係法案提出まで には所要の結論を明らかにする予 定である。		要望者は、信託法58条の適用が明 らかでないことから、特定持分信託 の制度主旨が十分に活かされてい ないと主張しており、当該主張を踏 まえ、平成17年度までに特定持分 信託について信託法58条の例外を 設けることについて、改めて検討の うえ、回答されたい。	b		平成16年中に法制審議会に信託 法の見直しに関する専門部会を設 置し、具体的な調査審議を進め、平 成17年度中に信託法の改正につ いての関係法案を国会に提出する ことを目途として作業を行っていく 予定である。 信託法第58条については、現行信 託法制下における種々の問題点の 把握や分析に努めている段階であ り、現時点では検討の方向性は未 定であるが、特定持分信託制度と の関係で問題があるとの指摘があ ることは十分承知しており、慎重に 検討を進めていくこととした。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500025	法務省	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	5048	50480006	11	社団法人 日本自動車工業会	6	子会社による親会社株式保有規制の撤廃	規制を撤廃すべき。	自己株式の取得については、平成13年10月1日施行の改正商法により、一定の財源規制の下で自由にできるものとされたが、「子会社による親会社株式保有規制」については、見直しが行われていない。	子会社による親会社株式の取得は、自己株式の取得と同一視でき、これを認めると自己株式取得の手段として利用されるとの考え方から禁止されていたものであり、従って、自己株式の取得が原則自由とされた以上、「子会社による親会社株式保有規制」が残っているのは不合理である。	
z0500028	法務省	特定持分信託利用促進のための信託法58条の見直し	5057	50570001	11	社団法人 全国信販協会	1	特定持分信託利用促進のための信託法58条の見直し	バンクレスリーモートのSPCを創設するための手段としては、ケイマンSPC、中間法人、資産流動化法に定められる特定持分信託(日本版ケイマン)の利用が考えられる。このうち、法的、税務的に最も安定している制度は特定持分信託であるが、実行例は現状2、3件程度である。これは、信託法58条(受益者が1人の場合には信託を解除できる旨を定めている)が、特定持分信託の効果を損なわしめる可能性があると思われる。資産流動化法の特定持分信託に関して信託法58条の適用がない旨明確にしたい。		債権流動化市場の更なる発展のため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500029	法務省	サービス法の特定金銭債権の範囲の拡大	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、第18条第5項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条～第3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。  債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であって、利息制限法の制限を超える利息又は賠償額の支払いの約定がなされている債権については、制限利息・賠償額に引き直すことにより、元利金を含めて請求することができる。	b	及び事務ガイドライン（ ）	債権管理回収業に関する特別措置法附則第7条において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとされており、本年が施行後5年目に当たることから、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところである。	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る事務ガイドライン	について、サービス法の改正についての具体的な方向性および時期について示されたい。	b	及び事務ガイドライン（ ）	前回の回答のとおり、現在、ユーザー等からのヒアリング等の調査を行い、実情・ニーズの把握に努めているところであり、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。
z0500004	法務省	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の「研修」の項	研修に実務研修が含まれている場合においては、当該実務研修を受ける時間が研修を受ける時間全体の2/3以下である必要がある。	c	-	実務研修は報酬を受けることなく、かつ、学ぶことを目的として行われる活動であるが、外見的には就労活動と類似することがあることから、実務研修を研修時間全体の2/3以下とし、非実務研修においてにより、基礎的知識を身に付けることにより、実務研修を含んだ研修全体が適正かつ効果的なものとなることを確保するものである。  当該措置を緩和することは、適正かつ効果的な研修の実施を困難とし、また、研修制度を単純労働者の受入れ制度として悪用する事例を助長しかねないことから、このような措置を講ずることは困難である。なお、法務大臣が告示をもって定める一定の要件に該当する場合には、実務研修の割合を3/4又は4/5以下に緩和する措置を採っている。	開発途上国等への貢献等の観点から、当該制度の悪用防止等を踏まえ、再度検討されたい。	開発途上国等への貢献等の観点から、当該制度の悪用防止等を踏まえ、再度検討されたい。	c	-	当該措置を緩和することは、適正かつ効果的な研修の実施を困難とし、また、研修制度を単純労働者の受入れ制度として悪用する事例を助長しかねないことから、このような措置を講ずることは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500029	法務省	サービス法の特定金銭債権の範囲の拡大	5057	50570002	11	社団法人 全国信販協会	3	サービス法の特定金銭債権の範囲の拡大	<p>サービスへの取扱債権が大幅に拡大され、不良債権処理の体制整備、流動化市場の拡大のため、取扱債権の対象範囲の大幅な拡大をしていただきたい。</p> <p>貸金債権における利息制限法による引直し再計算の範囲の見直し：ノンバンクの有する利息制限法を超える貸金債権は、特定金銭債権であるが、現状、貸金業規制法43条の適用の有無に拘らず、当初からの利息制限法許容利率での引き直し再計算とその記録がなければ取扱が禁止されている点の見直しを検討していただきたい。</p>		<p>弁護士法72条、73条の特例たる債権管理回収業に関する特別措置法（サービス法）は、日本経済再生のための金融機関の持つ不良債権の早期処理のためという目的から、債権の回収受託、譲受できる金銭債権の範囲が限定されている。クレジット業界が保有する債権の大部分をサービスが取扱可能となったものの、クレジットカードキャッシング債権については、クレジット会社からサービスへの当該債権のアウトソーシングが未だ進んでいない状況にある。また、一般の売掛債権や公共料金、税金等も取扱債権となっていない（集金代行業務の兼業承認により支払案内義務はできるものの、活動範囲はかなり限定されている）ため、サービスの活動範囲が広がらない要因となっている。</p>	
z0500004	法務省	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	5028	50280011	11	社団法人 関西経済連合会	11	海外事業会社従業員の研修における実務研修時間の規制緩和	<p>海外から研修生を受け入れる場合、実務研修を受ける時間が全研修時間の3分の2以下であることが条件となっているが、本邦法人の関係会社から研修生を受け入れる場合には、この条件を緩和することを要望する。</p>		<p>海外事業会社の従業員研修を効率的に行う上で支障があるため。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500007	法務省	人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	人権擁護委員法第6条第3項 公職選挙法第9条第2項	人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長が法務大臣に対して推薦する人権擁護委員の候補者は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民であることを要件の一つとしているが、公職選挙法第9条第2項は、地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者は日本国民と規定していることから、市町村長が推薦する委員候補者は、日本国籍を有する者に限られる。	b		平成14年3月に国会に提出した「人権擁護法案」は、外国人の中からも適任者を人権擁護委員に選任することを可能とするため、市町村長が法務大臣に対して推薦する人権擁護委員の候補者は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民でなければならないという要件を撤廃していたが、同法案は昨年10月、衆議院の解散により廃案となった。 現在、同法案の再提出を目指して検討しているところである。		人権擁護委員の国籍要件の撤廃を含めた人権擁護法案について、現在同法案の再提出を目指して検討中とのことであるが、具体的な提出予定時期等について示されていない。	b		人権擁護法案については、再提出を目指して検討中であるが、現段階において具体的な提出時期について示すことはできない。
z0500026	法務省	外国人労働者の受入体制	-	-	c	-	我が国は専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れを図ることとしており、現段階において単純労働者の受入れを具体的に検討することは困難であるが、少子高齢化社会を迎えた我が国社会において単純労働者の受入れの是非も含めて、今後の出入国管理制度の在り方について、関係機関等と連携を図りながら、検討を進めてまいりたい。		単純労働者の受入に関しては、長期的視野に立って、国民的な議論を行う必要があるが、今後、単純労働者を含めた外国人の受入にあり方等に関して、具体的な検討スケジュール等を示されたい。	c	-	現段階において具体的な検討スケジュールを明確にすることは困難であるが、少子・高齢化社会を迎え、単純労働者の受入れの問題を含め外国人労働者の受入れのあり方について、関係省庁と連携しながら、検討していくこととしている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500007	法務省	人権擁護委員の推薦に係る国籍条 項の撤廃	5033	50330001	11	滋賀県 米原町	1	人権擁護委員の推薦に係る国籍条項の 撤廃	法令等による規制を撤廃する要望 人権擁護委員推薦にあたり、外国人で あっても、人格意識が高く、広く社会の実 情に通じ、人権擁護について理解ある 者であれば、地域の実情に応じて人権 擁護委員として推薦できるよう所要の措 置をお願いしたい。		日本に来て住む外国人が増え、生活・文 化が多様化、多国籍化する中で、従来 よりある在日児童に対するいじめや大学 入試差別に加えて、マイノリティ差別や 外国人入店拒否等多数の問題が顕在 化してきている。ここで、日本人の外国 人に対する差別意識や言葉、文化の違 いが大きな壁となって、生活や人権につ いて悩み事を相談できずに苦しんでいる 外国人も多いと思われる。人権擁護委 員の中に外国人が含まれていれば問題 を抱える外国人も相談しやすくなるの で、人権擁護委員の推薦に係る国籍条 項の撤廃をお願いしたい。	添付資料 ・人権擁護委員制度 の改革について
z0500026	法務省	外国人労働者の受入体制	5054	50540004	11	東京商工会議所	4	外国人労働者の受入体制	不熟練・単純労働分野に従事する外国 人労働者の受入については「労働許可 制」により管理を徹底するなど、具体 的な検討を進める。		中長期的に見てわが国の人口は確実に 減少すると推計されており、将来の労働 力不足は避けられない。また、国内労働 力の掘り起こしや有効活用にも関わらず 人手が不足する分野が存在するため。	



管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500027	法務省	外国人労働者の受入体制	-	出入国管理制度は専門的・技術的分野の外国人労働者について積極的な受入れを行うという基本方針の下に構築されており、当該外国人労働者の円滑な受入れに努めているところである。 また、入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。	e	-	「投資・経営」については、上陸許可基準である2人以上の日本人等を常勤職員として雇用して営まれる規模について、投資額が年間500万円以上であればよいとするガイドラインを作成し、また、外国人情報処理技術者について、大学を卒業しておらず10年以上の実務経験を有しない場合であっても、所定の試験に合格している場合等には入国することが可能となるよう上陸許可基準の緩和措置を執るなど、専門的・技術的分野の外国人労働者の積極的な受入れのための必要な措置を実施している。 また、入国・在留に係る各種申請における提出書類の簡素化を行っている。		専門的・技術的外国人労働者については、積極的に受け入れていくとされているが、今後更なる受け入れに必要とされる具体的な措置等について示されたい。	e	-	現段階で具体的な措置が想定されているわけではないが、社会情勢等の変化に応じ、引き続き積極的な受入れのための方策について検討して行くこととしている。
z0500037	法務省	来日外国人・組織犯罪の防止	-	-	b	-	国際的標準に準拠したバイOMETリクス導入旅券に対応できる機器の開発設置に向け、本年度には調査研究及び実証実験を行うこととしている。今後は、その成果を得て、バイOMETリクスを活用した出入国管理の実施の在り方について、我が国や各国の発給する旅券へのバイOMETリクスの導入状況を踏まえつつ、関係省庁と連携を図り、審査の厳格方策の一環としてその推進を図ってまいりたい。		貴省の回答では、「本年度には調査研究及び実証実験を行う」とされているが、本格実施等に向けたスケジュール等について示されたい。	b	-	本格実施については、実証実験の結果等を踏まえて検討する問題であり、現段階においてスケジュール等を明確にすることは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500027	法務省	外国人労働者の受入体制	5054	50540005	11	東京商工会議所	5	外国人労働者の受入体制	専門的・技術的外国人労働者に関しては、資格要件の緩和や手続きの簡素化など引き続き一層の拡充が必要		中長期的に見てわが国の人口は確実に減少すると推計されており、将来の労働力不足は避けられないため。	
z0500037	法務省	来日外国人・組織犯罪の防止	5095	50950015	11	東京都	15	来日外国人・組織犯罪の防止	既にアメリカで実施されているバイオメトリックス(生体認証技術)を活用した入国審査の実施など、入国・在留資格審査を厳格化すること。	退去強制した不法滞在者の水際での再入国阻止などによる来日外国人犯罪の抑止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学・就学、研修、興行、日本人配偶者等の資格で入国するものの中には、在留資格は名目だけで、当初から不法就労等を目的としている者が数多く存在しており、その手段も偽変造旅券、学校ぐるみでの受け入れ、偽装結婚等、より悪質巧妙化している。</li> <li>・出入国管理法の改正により、在留資格取消制度の創設や不法残留罪の罰金額引上げが行われ、不法滞在者に対する取締りは一定の措置が講じられた。</li> <li>・しかし、退去強制した不法滞在者を再入国させないための制度は未だ構築されていない。</li> </ul>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500038	法務省	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	構造改革特別区域基本方針等において定められた規制改革に関する措置の実施に伴う入国・在留審査事務の取扱いについて	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動許可を与えている。	d	-	留学生が、卒業後、就職活動を行っており、かつ、大学による推薦がある場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在することを可能とするとともに、個別の申請に基づき、週28時間以内の資格外活動許可を与えている。		本規制が、日本で就職を希望している留学生の就職活動の阻害要因となっているとの指摘がある。今後、留学生の就職状況等を踏まえ、延長の可否等について検討され、示されたい。	d	-	優秀な外国人留学生であれば、多くの日本人大学生と同様、在学中に就職を決定することが可能であると考えており、本措置自体が特例であるため、180日以上の上の滞在を認めることは考えていない。
z0500040	法務省	日本籍船でのカジノの自由化	刑法第185条第186条 1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。 2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。 3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3年以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。	カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。	c	-	C：全国規模で対応不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500038	法務省	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	5133	51330007	11	愛知県	7	「留学資格」終了後の休職中の外国人について一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	求職中の元留学生に対し、一定期間の在留資格を認める。	留学生は卒業後、就職が決定していないと在留資格の更新が認められない。そのため、日本で就職を希望している留学生の就職活動の阻害要因となっている。	
z0500040	法務省	日本籍船でのカジノの自由化	5031	50310005	11	社団法人日本船主協会	5	日本籍船でのカジノの自由化	日本籍船では現行刑法が適用されるため、公海上であってもカジノが禁止されているが、カジノの運営が非合法とならないよう所用の法整備を行う。		国民への健全な娯楽を提供し、クルーズ客船事業の振興を図るため、日本籍でのカジノの自由化を行うこと。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500031	法務省	カジノの立地に関する規制の緩和	<p>刑法第185条第186条</p> <p>1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。</p> <p>2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。</p> <p>3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。</p>	<p>カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。</p>	c	-	<p>C：全国規模で対応不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。</p>					
z0500036	法務省	カジノ実現に必要な法整備	<p>刑法第185条第186条</p> <p>1 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する（刑法第185条）。</p> <p>2 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する（刑法第186条第1項）。</p> <p>3 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する（刑法第186条第2項）。</p>	<p>カジノに係る行為は、刑法第185条・第186条に規定する罪の構成要件に該当しうる行為である。</p>	c	-	<p>C：全国規模で対応不可。刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。いずれかの省庁において、カジノを法制化する法律を立案することになれば、その内容について、法務省が個別に、当該省庁との協議に応じる用意はある。</p>					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500031	法務省	カジノの立地に関する規制の緩和	5061	50610001	11	荒川区	1	カジノの立地に関する規制の緩和	外国人旅行者向けのカジノの誘致のための規制緩和の実施または特別法の制定	平成22年度の成田新高速鉄道の開業を見据え、主要駅となり得る日暮里駅周辺の活性化を目指して、ホテルと一体となったカジノの誘致を行う。	<p>世界100カ国以上で愛されているカジノを設置することにより、多数の外国人観光客があつまり、観光拠点としての地域のポテンシャルが向上する。これにより、地域振興・地域再生を促進することが可能となる。</p> <p>観光拠点としての地位を確立することにより、観光産業関連企業等の進出が見込まれ、地域産業の活性化につながる。</p> <p>カジノは純粋な人的サービスであるため、他の産業に比べて雇用効果が高く、地域の雇用促進につながる。</p>	
z0500036	法務省	カジノ実現に必要な法整備	5095	50950013	11	東京都	13	カジノ実現に必要な法整備	カジノを実現するために、必要な法整備を行うこと	カジノ開設	<p>・カジノは、有力な観光資源であり、新たなゲーミング産業として、経済波及効果や雇用創出効果が大きいと期待できる。</p> <p>・カジノは、現行法では、刑法の賭博および富くじに関する罪で規制されており、実施することができない。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500001	法務省	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	<p>国立国会図書館 支部法務図書館 利用規程（法務大臣 官房司法法制 調査部内規）第3 条、第6条、第9条</p> <p>国立国会図書館 支部法務図書館 図書利用規程の 運用について（法 務図書館長決定） 第3条関係、第9 条関係</p>	<p>法務図書館は、法務省の職員のほか館長の許可を受けた者も利用できることとなっており（規程第3条）、職員以外の者で、法務図書館の所蔵する図書を読覧しなければ、教育、調査及び研究の目的を達することができない者については、申請を行うことによって、臨時閲覧票の交付を受け、図書の閲覧をすることができる（規程第9条、運用第9条関係）。</p> <p>上記のとおり、許可の要件及び許可申請手続きは、規程第9条及び運用第9条関係で定められており、閲覧が許可されれば臨時閲覧票が交付されることから、現行規程でも事務手続きは明確となっている。</p>	d	-	<p>「制度の現状」欄に記載したとおり、閲覧許可申請手続きは現行規程上明確となっている。</p>	<p>職員以外の利用者の許可の要件を緩和し、利用者の拡大を図るとともに、申請手続きの簡略化を行うための規程等の改正作業を現在行っており、本年中には改正される予定である。</p> <p>また、法務図書館の利用案内を広く周知する方策も積極的に検討している。</p>	<p>ご回答によれば、利用者の許可の要件の緩和等の措置を検討されているとのことですが、利用案内を広く周知する措置とあわせて、具体的な検討のスケジュールについてご回答お願いいたします。</p>	d	-	<p>規程等の改正については、7月下旬に完了し、8月2日から施行している。</p> <p>また、一般利用者への図書館の利用案内については、法務省のホームページに掲載する準備を進めており、8月中には掲載される予定である。</p>
z0500035	全省庁（人事院と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	<p>更生保護施設整備補助金交付規則第16条第1項</p>	<p>更生保護施設整備補助金交付規則（平成8年法務省令第26号）に基づき、老朽化して緊急に改築、補修等が必要と認められる更生保護施設の当該整備事業について補助率1/2を上限として補助金を交付している。補助対象は、更生保護法人である。</p>	c	-	<p>C：更生保護施設の財産の処分については、補助金により得た財産かどうか、財産を得てからのどのくらいの期間を経過したかに関係なく、全て個別具体的に国が認可している事項である。本補助金により得た財産の処分制限期間を設定しても、その期間が経過したからといって、自由に財産を処分することはできないのであるから、意味がなく、また、矛盾することとなる。</p>	<p>更生保護法人は、全ての所管となっており、地方公共団体は所管しないこととなっている。</p> <p>また、地方公共団体が設置している更生保護施設も現在のところない。</p>	<p>各府省庁において、処分制限期間が統一されていないことが問題であり、各府省庁が統一して同じ基準となるように調整されたい。</p>	c	-	<p>左記のとおり、統一の基準を設定しても、その期間が経過したからといって、更生保護法人が自由に財産を処分することができないのであるから、本補助金を基準の対象とすることは困難である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500001	法務省	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	5009	50090001	11	佐藤栄司	1	法務図書館で閲覧許可を受ける際の事務手続きの明確化	法務省法務図書館では館長の許可をうければ誰でも図書の閲覧ができるとされているが、許可申請の手続きがわかりにくい。閲覧の許可・不許可が文書で交付されない。不許可の場合、不服申し立てができるのか不明である。よって、閲覧許可申請について、事務手続き・審査基準を行政手続法に準じた形で明確化していただきたい。		裁判員制度が制定され、一般国民も専用入館証が発行される弁護士・大学教授と同様に法令関係の図書・資料を自由に閲覧・利用することが必要と思われる。	
z0500035	全省庁（人事院と金融庁を除く）	補助金適正化法の運用の一元化	5094	50940005	11	和歌山県	5	補助金適正化法の運用の一元化	補助金適正化法に基づく処分制限期間については、各府省庁が別途政令で制定するのではなく、財務省令にて、処分制限期間の統一（一本化）を図り、既存の政令は各府省庁において廃止されたい。		・補助金適正化法第22条に基づく財産処分制限期間は、各府省庁の政令により別途定めるとされており、現状では、各府省庁の政令を定める時期によりばらつきが見られ、さらに改正後の但し書きには、財務省令に連動した処分制限期間ではなく、改正後に取得した財産にのみ適用が受けるように政令で告示されている。国の補助金を活用し、整備したもの（例 鉄筋コンクリート）や購入したもの（パソコン・サーバ）が同じであるにもかかわらず、補助金の種類によって異なる処分制限期間となっている。	



管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500030	法務省	不動産登記法罰則規定の適正運用	不動産登記法 159条/2 80条 81条 81条/8 93条 93条/4/2 93条/5 93条/11	不動産の表示に関する登記を怠った者に対する過料の規定は、申請期間を経過したことをもって直ちに適用することなく、まず、申請の義務のある者に対し、登記の申請を催告することとされている（不動産登記事務取扱手続準則第9.2条）。	b		当該罰則規定の運用については、国民の意見を踏まえて、適正な運用を行ってまいりたい。		要望者からの再要望は次のとおりである。『登記の申請義務のある者への登記申請の催告は登記官が行うものと思慮するが、この催告を行うことは不動産取引の安定と国民の権利保全、さらには納税の公平化と税の適正徴収に直結する大変意義深いことである。早い時期に実際に催告が行われるよう、対応を御検討いただきたい。今ひとつの登記催告の手法として、が催告若しくは登記を促す方法は御検討願いたい。市町村の税務課は特にこうした登記されているかどうかの状況を把握しやすいため、そこからの催告手段を設置する事もひとつの手法と考える。市町村の税務課にとっても納税の公平化と税の適正徴収の側面からも意義深いものと思慮する。』 本件は、法律に義務づけられたものであり、正しく運用されていないことについては、各法務局への通知など周知を図る必要があると思われる。ただ、現状の登記の正誤についての検証は、膨大となることも予想されるため、どのように罰則規定を運用されるかも検討されたい。	b		不動産の表示に関する登記を怠った者に対する過料の規定は、不動産の表示に関する登記を实体と合致させるための方策の一つであるが、申請期間を経過したことをもって直ちに同規定を適用するのではなく、まず、申請の義務のある者に対し、登記の申請を催告することとされており（不動産登記事務取扱手続準則第9.2条）、さらには、真に直ちに登記すべき場合には、登記官が職権により登記をすることを可能として、実体と合致させる仕組みを設けている。なお、当該罰則規定については、非訟事件手続法の規定に従い、裁判所の裁判によって運用されるべきものであり、これについては、不動産登記制度を所管する立場から、国民の負担等を考慮し、適正な運用を図っていききたい。
z0500033	法務省	建物登記申請時における検査済証の添付義務化	不動産登記法 93条2項	建物の表示登記の申請書に建築基準法の検査済証が添付されるのは、「所有権を証する書面」としてであり、必ずしも検査済証の添付を要求しているものではない（所有権を確保できる書類の添付があれば差し支えない）。	c	-	建物の表示登記の際に検査済証が添付されるのは、所有権を証する書面としてであり、他に所有権を証する書面が提出された場合には、検査済証の添付は要しないことになる。 仮に、検査済証の添付をすることができない場合であっても、表示の登記をすることは所有者の義務であり、検査済証の添付がなければ表示の登記をすることができないとすることは、登記制度の目的を越えることとなり、許されないものと解される。 建築基準法違反への対処は建築基準法において措置する問題であり、検査済証の取得について、不動産登記法においてそれを徹底することは妥当でないと考える。		回答では、建築基準法違反への対処は建築基準法において措置する問題であり、検査済証の取得について、不動産登記法においてそれを徹底するということが妥当でないとされているが、要望者の意見は、『貴省の回答にある「仮に、検査済証を添付することができない場合」があることは承知しているが、そういった例外を除いて、所有権を証する書面として、原則として検査済証の添付を義務づけることにより、完了検査率のアップと違反建築物の減少に寄与するばかりでなく、建築基準法違反建築物の登記ができてしまう事態を回避し、実態に即した表示登記が行われることにもなると思われることから、再度検討をお願いしたい。また、貴省の回答は「建築基準法違反への対処は建築基準法において措置する問題」とのことであるが、問題は方法の如何を問わず、いかに完了検査義務を履行させ、建築基準法違反の温床となっている事態を回避するかであると考え。本提案の趣旨を今一度斟酌いただき、建築基準法の所管官庁である国土交通省とも協議の上、検討されることを合わせてお願いしたい。』とのことである。要望者の話では、完了検査を規定どおり受けている建物が4割程度であるとの話もある。この状況を鑑み、国土交通省と建築行政に関する協力の可能性の検討をされたい。	c	-	建物の表示登記の際に検査済証が添付されるのは、所有権を証する書面としてであり、他に所有権を証する書面が提出された場合には、検査済証の添付は要しないことになる。 仮に、検査済証の添付をすることができない場合であっても、表示の登記をすることは所有者の義務であり、検査済証の添付がなければ表示の登記をすることができないとすることは、登記制度の目的を越えることとなり、許されないものと解される。 建築基準法違反への対処は建築基準法において措置する問題であり、検査済証の取得について、不動産登記法においてそれを徹底するということが妥当でないと考える。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500030	法務省	不動産登記法罰則規定の適正運用	5060	50600001	11	土地家屋調査士大保木正博	1	不動産登記法罰則規定の適正運用	不動産登記法第80条第1項を初めとして土地の表示に関する登記のうち報告的登記については、その事象が生じた時から1ヶ月以内に不動産の表示に関する登記を行わなければならないと強制規定がされている。さらに同第159条ノ2において、その登記を申請すべき義務ある者がこれを怠ったときには10万円以下の過料に処すとの罰則規定もある。しかしながらこの罰則規定が適用されたことは今だかつて1件もない。この規定の適正な運用を要望する。	こうした不動産の表示に関する変更事象を最も知りうるのは表示の登記を実行する表示の登記官である。表示の登記官に裁判所への報告義務がないことも、罰則規定が適用されていない大きな原因といえる。表示の登記官に裁判所への報告義務を与えることにより適正運用がなされる。	権利の客体である不動産の現況を公示する表示に関する登記は、国家基礎を支える極めて重要な使命を担っている。そのため、不動産登記法の表示に関する登記のうち、報告的登記については唯一強制規定として、1ヶ月以内に登記を申請することとされています。しかしながら、この運用が守られておらず、登記事項と現況事項が相違する不動産が多く存在している。またこの登記義務を怠った場合には罰則規定もあるが、いまだかつて適用された事例は1件もない。このことは不動産取引、金融取引、固定資産課税行政において、取引の際大いなる支障と負担となっている。表示の登記官にこうした登記が為されていない不動産について裁判所への報告義務を与えることにより適正運用ができるため提案する	
z0500033	法務省	建物登記申請時における検査済証の添付義務化	5070	50700001	11	野田市	1	建物登記申請時における検査済証の添付義務化	建物登記申請時に検査済証を添付義務化させることにより、完了検査件数を増加させるとともに、違反建築物の減少につなげる。		建築基準法第6条の規定により、建築確認申請を行って確認済証の交付を受けなければならない建築物については、同法第7条第1項の規定により、建築完了後に完了検査の申請をし、検査済証の交付をしなければならないが、当市におけるここ3年間の完了検査受検率は30～40%台であり、6～7割が未受検となっている。建築基準法では完了検査の申請をしない場合の罰則規定があるが（同法第100条第1項）、当市では未申請者に督促処理を行っているものの、罰則規定に基づく告発は行ったことがない。また、県内でもこういった申請手続き違反はもとより違法建築等に関しても告発を行った事例はないと聞いている。市で申請手続き違反の告発を行うとした場合、おおむね1人の職員が専任で1年間作業するに等しい事務量が予測される。仮に、申請手続き違反を法律どおり全国的に取り締まるとした場合には、大量の告発が予測されるが、警察当局が軽微で大量の申請手続き違反の告発を処理できるのかどうかは疑問であり、このような実態を踏まえると、罰則規定は事実上、形骸化していると言わざるを得ない。よって、完了検査申請の督促等の措置は引き続き継続しつつ、これを補完する方策として、建築基準法違反の告発に比べ、より現実的で実効性ある対応が可能な不動産登記法における「登記申請時の検査済証添付義務化」を行うことにより、完了検査逃れの防止向上を図るものとして要望するものである。なお、東北地方のある法務局では、登記申請時の検査済証を義務づけているところがあると聞いている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	
z0500034	法務省	土地区画整理事業施行中における地 目変更登記の取扱いの緩和	不動産登記法 81条	土地区画整理事業区域内におい て、仮換地指定がされた場合であ っても、登記簿において管理されて いるのは従前の土地のままであるか ら、たとえこれに照応する仮換地の 地目が宅地であっても、従前の土 地の地目の現況が宅地以外であれ ば、従前の土地の地目を宅地とす る地目変更の登記は受理されな い。	c	-	登記簿は、従前地の状況を表示す るものであるから、仮換地の地目を もって従前地の地目とすることは、 登記制度の趣旨に反する。 また、仮換地の地目変更について は、その底地である登記上の土地 の地目変更を、当該土地の所有者 から申請すべきことになる。						
z0500010	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	債権譲渡の対抗 要件に関する民法 の特例等に関する 法律（平成10年6 月12日法律第10 4号）第3条 平成10年法務省 告示第290号（債 権譲渡の対抗要 件に関する民法等 の特例等に関する 法律第3条第1項 の登記所） 債権譲渡登記規 則（平成10年8月 28日法務省令第 39号）第22条	債権譲渡登記制度は、平成10年1 0月に創設され、債権譲渡登記に 関する事務を司る登記所として、東 京法務局が指定されている。平成 13年3月からは、予納制度を利用 したオンラインによる登記の申請の 制度を、平成16年5月からは歳入 金電子納付システムを利用したオ ンラインによる登記の申請及び証 明書の交付請求の制度の運用を 開始したところである。	c	-	1 オンラインによる登記申請については、申請1件当 たりの情報量の上限を1,500キロバイトとしていると ころ、当該上限を大幅に引き上げることになると、登 記所の回線の増強、機器の増設及びシステムの改修 等に相当額の経費を要することとなる。これに要する 経費については受益者が負担することとなる。つま り、オンラインによる登記申請の手数料が現行よりも 高額なものとなるのである。 ところで、申請1件当たりの情報量に係る調査を実 施したところ、申請1件当たりの情報量が1,500キロ バイトを超える申請はわずか3.5%にとどまるもの である。そこで、仮に当該上限を大幅に引き上げるこ ととすると、全申請件数の96.5%に相当する利用者 は、わずか3.5%の申請のオンライン化を図るため、 当該上限の引上げに係る経費を負担することとなる。 また、e-Japan戦略における電子政府の実現の 基本的考え方において、電子政府の実現にあたって は、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽 減を実現することが必要である旨示されているところ である。また、e-Japan重点計画における行政の情報 化の具体的施策において、各府省は、申請・届出等 手続をオンライン化する場合には、当該手続に係 る行政経費の削減を図りつつ、適正な手数料率を 設定するものとする旨とされた。さらに、電子政府 構築計画における電子政府構築の原則において、業 務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運 営の簡素化、業務効率の向上を徹底的に追求するこ ととされた。また、目標として、業務・システムの一元化・ 集約化等業務・システムの最適化により費用対効果を 高め、人的・物的資源の効率的な活用を通じた行政 の簡素化・合理化を図ることにより、予算効率の高い簡 素な政府を実現することとされた。これらの政府全体 の方針等からすると、申請1件当たりの情報量の上 限を大幅に引き上げることには、国民・事業者の負担の軽 減を実現することはならず、適正な手数料率の設 定が困難となり、また、予算効率の高い簡素な政府を 実現に逆行するものとなることから、消極的にならざ るを得ない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上限を大 幅に引き上げることには、現段階では困難であるとい わざるを得ない。 2 債権譲渡登記は、東京法務局民事行政部債権登 記課において運用しているところ、これを全国の法務	登記所の設備増強等に係る経費 が多額となり手数料が高額になる ことから要望に応じられないとする が、当該経費を圧縮することによ って利用者への転嫁を回避するとい う観点から検討のうえ、要望に応じ られるか再度回答されたい。 出頭による申請窓口を各出張所 に広げることに伴って、費用が多額 に上ることから要望に応じられない とするが、当該経費を圧縮すること によって利用者への転嫁を回避す るという観点から検討のうえ、要望 に応じられるか再度回答されたい。 申請1件あたりの情報量が1500 キロバイトを超える申請はわずか 35%であることから、要望に応じら れないとするが、債権譲渡登記の 利用状況（債権数、遠方のため出 頭せず郵送によって債権譲渡登記 を行う利用者数等）は年々変わるも のと考えられる。よって、これらの状 況の変化によっては、費用対効果 の観点から本要望の実現の可能性 は高まると考えられるが、平成16 年度以降継続して利用状況を調査 し、登記制度の拡充について検討 することの可否について、回答され たい。					について 現在の債権譲渡登記システム（以下「現行 システム」という。）において、オンラインに よる登記申請における申請1件当たりの情報 量の上限（1,500キロバイト）を大幅に引き 上げることとすると、現行システムのハード ウェアでは対応できず、高性能の機器を新た に導入する必要がある。また、現行システム のソフトウェアについても当該上限の引上げ に係る設計変更、開発及び各種試験を実施 しなければならない。 したがって、申請1件当たりの情報量の上 限を大幅に引き上げることとすると相当の経費 が必要となり、当該経費を手数料の増額とな らない程度までに圧縮することは、現段階で は困難であると考ええる。 について 登記の申請等の窓口を拡大するとすると、 各登記所に端末、印刷装置、ネットワーク機 器等を導入するとともに、現行システムの大 幅な設計変更等を実施しなければならない。 さらには、当該運用に係る人員を配置しなけ ればならない。 したがって、登記の申請等の窓口を拡大す るとすると相当の経費が必要となり、当該経費 を手数料の増額とならない程度までに圧縮す ることは、現段階では困難であると考ええる。 について 債権譲渡登記制度を運用するに当たって は、政府の方針、国民のニーズ及び費用対 効果等を通時・適切に調査・検討を行った上 で制度を運用しているところである。 したがって、申請1件当たりの情報量の上 限の引上げ及び登記の申請等の窓口の拡大 等、登記制度の拡充についても、引き続き検 討することとなる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500034	法務省	土地区画整理事業施行中における 地目変更登記の取扱いの緩和	5086	50860001	11	松山市	1	土地区画整理事業施行中における地目 変更登記の取扱いの緩和	土地区画整理事業の施行中における登 記地目の変更については、仮換地の使 用収益開始日以降において、仮換地の 利用状況に応じて、登記地目を変更 できるようにする。	現行の取扱いは、「土地区画整理事業 区域内の土地の地目の変更登記は、従 前の土地及び仮換地の双方が共に同一 地目の現状でなければ、これをすること ができない。」という法務局の見解であ るが、現状にそぐわない場合も生じてい る。そこで、仮換地の使用収益開始日以 降については、仮換地の現状に則した 登記地目の変更を可能とする。	このことにより、地権者間の公平性が保 たれると共に、先般の規制改革（番号5 14）で分筆登記の明確化がなされたこ とと相俟って、土地活用の多様化や流 動化が促進され、土地区画整理事業の 趣旨に合致するものとなる。	添付資料1-1 不動産登記法条文 添付資料1-2 現在の地目変更登記の扱い
z0500010	法務省	債権譲渡登記制度の拡充	5078	50780030	11	(社)日本経済団体連合会	30	債権譲渡登記制度の拡充	オンライン申請システムの拡充を図 り、申請可能な情報量の上限を引き上 げる。また、出頭による申請窓口を各法 務局出張所に拡大すべきである。		申請件数では少ないが、実際に、1回 につき10,000キロバイトを超える申請が あり、情報量の上限の撤廃は利用者利 便の向上に資する。債権個数の制限の 撤廃だけでなく、申請可能な情報量の上 限を引上げるべきである。	法務省は、「全国規模での規制改革要 望に対する各省庁からの再回答（平成 16年1月29日）」において、「オンライン による申請については、通信方式の改 善により、債権個数による制限を廃止 し、情報量による制限（1500キロバイト を上限とする。）のみとする予定」として いる。 また、出頭による申請の窓口は、東京 法務局民事行政部債権登録課のみとさ れている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500039	法務省	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	民法施行法第5条	確定日付ある証書として、公正証書、官庁又は公署においてある事項を記入し日付を記載した私署証書等が規定されているほか、指定公証人が電磁的に記録された情報に日付情報を付した場合における当該情報も確定日付ある証書とみなされている（民法施行法第5条）。	c	-	指名債権譲渡の対抗要件としての債務者に対する通知・承諾は、確定日付ある証書をもってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないとされ（民法第467条第2項）、債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互間の優劣は、確定日付ある証書による通知・承諾の先後関係によって決せられる。このように確定日付には、当事者の権利の得喪に直接関わるという法律上の効力が認められており、高度の信用性、制度としての持続性の確保が強く要請される。民法施行法第5条はかかる趣旨から、確定日付の対象を一定の範囲に限定しているものであり、民間事業者が行うタイムスタンプに確定日付の効力を付与することは困難である。なお、電子的手段による債権譲渡を推進するための施策については、新たな法律の制定も視野に入れた検討が、政府において進められているところである（e-Japan重点計画 - 2004参照）。		回答では、「確定日付には、当事者の権利の得喪に直接関わるという法律上の効力が認められており、民間事業者が行うタイムスタンプに確定日付の効力を付与することは困難」とされているが、電子署名法やIT書面一括法が制定されるなど文書の電子化が進展してきつつある中で、電子文書に関して当事者間の認証や原本性の確保が必要となってきた。特に原本性の確保を行うための技術としてタイムスタンプは有用であり、電子商取引の発展のために資するものである。これらの点を踏まえて、改めて検討されたい。  また、当事者の権利の得喪に直接関わる法律上の効力が認められる行為を、民間事業者が行えない特段の理由があれば、示されたい。	c	-	前回回答のとおり、確定日付には、国民の権利の得喪に直接関わるという法律上の効力が認められていることから、民間による確定日付付与を認めることは困難である。
z0500041	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	担保付社債信託法第2条	担保付社債信託法において、社債に物上担保を付する場合はその社債を発行する会社と信託会社との信託契約に従い社債を発行する旨の規定がある。	c		担保付社債信託法は、広く社債に物的担保を付することとする場合についての規制を定めたものであり、同法には、特定の会社形態の場合について規制を適用除外するといった仕組みとはされておらず、本要望の実現には、社債に物的担保を付する場合の規制のあり方の問題として、担保付社債信託法自体についての根本的な見直しが必要。		要望内容は、資産の流動化に関する法律上の特定社債について担保法の規程が適用される結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益に反することになっているため、該当部分の一部適用除外を求めているものである。資産の流動化の現状に即していない部分を考え、改めて要望にある担保法の一部適用除外について検討願う。適用除外が無理であれば、担保法の根本的な見直しについての対応策を具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた検討時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		資産の流動化に関する法律における担保法の一部適用除外についての当該要望は当省の所管事項に関するものではない。担保付社債信託法第71条等の規定は「担保共同および平等の原則」等を示す担保付社債信託法のきわめて本質的な規定であり、要望の実現は不可能である。 上記の理由から、要望のとおり担保法の見直しは不可能であることから、その検討の実施時期について示すことは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500039	法務省	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	5139	51390041	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	41	一定の民間事業者がタイムスタンプを付した電子データへの確定日付ある証書としての効力の付与	電子署名法上の認定を受けた認証事業者等一定水準以上の技術的信頼性を有する民間事業者がタイムスタンプを付した電子データについて、電子公証制度における電子確定日付と同様に、確定日付ある証書とみなすこととする。		電子公証制度による電子確定日付は、債権譲渡等の電子取引をシームレスで瞬時に行うシステムに適さない。また、電子署名法上の認定を受けた認証事業者等にも電子確定日付の付与を許容することにより、一定水準以上の技術的信頼性を確保しつつ、利用者利便の向上を期待することができる。	
z0500041	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	5024	50240003	11	社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合に、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。「平等な担保利益の享受」(担保法第71条)「転質・流質契約の禁止」(担保法第73条)「担保の変更」(担保法第75条)「担保権の順位譲渡または放棄」(担保法第75条の2)「担保権の実行」(担保法第82条)	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0500042	金融庁（法務省）	私募債での社債発行枠制度の創設		要望事項にある私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はない。	e		要望事項にある私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はないが、仮に新たな制度を創設するとなると具体的にどのような制度を想定しているのかを提示していただきたい。		要望元からの依頼により、金融庁の他官庁にも、「私募債での社債発行枠制度の創設」について見解を聞きたいとのことであるが、見解は如何。	e	-	当該要望は当省の所管事項に関するものではない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0500042	金融庁（法務 省）	私募債での社債発行枠制度の創 設	5039	50390023	11	社団法人 リース事業協会	23	私募債での社債発行枠制度の創設	私募債を前提としたメディアム・ターム・ ノートプログラムのような、負担の少ない 社債発行枠制度の創設あるいは制限の 緩和を要望する。	・発行枠更新の契約書類を日本語で作 成できれば事務負担が大幅に軽減され る。・元利金の送金手続が日本国内で 完結すれば、事務負担、事務手数料が 大幅に削減される。	国内市場では、メディアム・ターム・ノートのよ うに枠を設定して機動的な社債発行を行う場 合には証券取引法第23条における発行登録 債制度が規定されているが、有価証券報告 書の継続開示要件、複数格付の取得要件等 公募債を前提とした制度のため、開示の負担 が大きいこと。	